

令和5年（2023年）7月5日（水曜日）

第 7 号

令和5年第2回北海道議会定例会会議録

第7号

令和5年（2023年）7月5日（水曜日）

議事日程 第7号

7月5日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第23号

(質疑並びに一般質問)

日程第2、請願第6号

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

1. 予算特別委員会の設置

1. 議案の予算特別委員会付託

1. 予算特別委員の選任

1. 議案の産炭地域振興・エネルギー調査特別委員会、子ども政策調査特別委員会及び新幹線・総合交通体系対策特別委員会付託

1. 議案の常任委員会付託

1. 日程第2

1. 請願の産炭地域振興・エネルギー調査特別委員会付託

1. 休会の決定

出席議員(100人)

議長 100番 富原 亮 君

副議長 81番 稲村 久男 君

1番 山崎 真由美 君

2番 石川 さわ子 君

3番 小林 千代美 君

4番 清水 敬弘 君

5番 板谷 よしひさ 君

6番 今津 寛史 君

7番 木下 雅之 君

8番 黒田 栄継 君

9番 小林 雄志 君

10番 高田 真次 君

11番 武市 尚子 君

12番 千葉 真裕 君

13番 角田 一 君

14番 鶴羽 芳代子 君

15番 戸田 安彦 君

16番 早坂 貴敏 君

17番 藤井 辰吉 君

18番 前田 一男 君

19番 水間 健太 君

20番 和田 敬太 君

21番 鈴木 仁志 君

22番 田中 勝一 君

23番 鶴間 秀典 君

24番 海野 真樹 君

25番 丸山 はるみ 君

26番 中村 守 君

27番 寺島 信寿 君

28番 水口 典一 君

29番 川澄 宗之介 君

30番 木葉 淳 君

31番 小泉 真志 君

32番 鈴木 一磨 君

33番 武田 浩光 君

34番 淵上 綾子 君

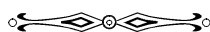
35番 宮崎 アカネ 君

36番 山根 まさひろ 君

37番 植村 真美 君

38番	佐々木 大介 君	73番	荒 当 聖 吾 君
39番	滝 口 直 人 君	74番	森 成 之 君
40番	林 祐 作 君	75番	赤 根 広 介 君
41番	檜 垣 尚 子 君	76番	佐 藤 伸 弥 君
42番	宮 下 准 一 君	77番	池 本 柳 次 君
43番	村 田 光 成 君	78番	滝 口 信 喜 君
44番	渡 邊 靖 司 君	79番	松 山 丈 史 君
45番	浅 野 貴 博 君	80番	市 橋 修 治 君
46番	安 住 太 伸 君	82番	梶 谷 大 志 君
47番	内 田 尊 之 君	83番	北 口 雄 幸 君
48番	大 越 農 子 君	84番	広 田 まゆみ 君
49番	太 田 憲 之 君	85番	高 橋 亨 君
50番	加 藤 貴 弘 君	86番	平 出 陽 子 君
51番	桐 木 茂 雄 君	87番	花 崎 勝 君
52番	久保秋 雄 太 君	88番	三 好 雅 君
53番	佐 藤 禎 洋 君	89番	村 木 中 君
54番	清 水 拓 也 君	90番	吉 田 祐 樹 君
55番	千 葉 英 也 君	91番	田 中 芳 憲 君
56番	道 見 泰 憲 君	92番	松 浦 宗 信 君
57番	船 橋 賢 二 君	93番	中 司 哲 雄 君
58番	丸 岩 浩 二 君	94番	藤 沢 澄 雄 君
59番	笠 井 龍 司 君	95番	村 田 憲 俊 君
60番	中 野 秀 敏 君	96番	吉 田 正 人 君
61番	池 端 英 昭 君	97番	喜 多 龍 一 君
62番	菅 原 和 忠 君	98番	伊 藤 条 一 君
63番	中 川 浩 利 君	99番	高 橋 文 明 君
64番	畠 山 みのり 君		
65番	沖 田 清 志 君	出席説明員	
66番	笹 田 浩 君	知 事	鈴 木 直 道 君
67番	白 川 祥 二 君	副 知 事	浦 本 元 人 君
68番	新 沼 透 君	同	土 屋 俊 亮 君
69番	阿知良 寛 美 君	同	濱 坂 真 一 君
70番	田 中 英 樹 君	公営企業管理者	天 沼 宇 雄 君
71番	中野渡 志 穂 君	総務部長	藤 原 俊 之 君
72番	真 下 紀 子 君	兼北方領土対策部長	

総務部職員監	谷内浩史君	教育部長	北村英則君
総務部危機管理監	古岡昇君	兼教育職員監	
総合政策部長	三橋剛君	学校教育監	山本純史君
総合政策部次世代社会戦略監	水口伸生君	総務課長	岡内誠君
総合政策部兼地域振興監	菅原裕之君	選挙管理委員会事務局長	上田哲史君
総合政策部交通企画監	宇野稔弘君	人事委員会人事務局長	佐藤則子君
環境生活部長	加納孝之君	公安委員会委員長	吉本淳一君
環境生活部アイヌ政策監	相田俊一君	警察本部長	鈴木信弘君
保健福祉部長	道場満君	総務部長	尾辻英一君
保健福祉部感染症対策監	佐賀井裕一君	警務部長	米村隆将君
保健福祉部子ども応援社会推進監	野澤めぐみ君	警備部長	野手敏光君
経済部長	中島俊明君	総務部参事官兼総務課長	鈴木直人君
経済部観光振興監	楨信彦君	労働委員会労務局長	田辺きよみ君
経済部食産業振興監	仲野克彦君	代表監査委員	深瀬聡君
経済部ゼロカーボン推進監	今井太志君	監査委員事務局長	佐藤隆久君
農政部長	水戸部裕君	収用委員会収務局長	表谷吉恭君
農政部食の安全推進監	野崎直人君	議会事務局職員出席者	
水産林務部長	山口修司君	事務局長	佐々木徹君
建設部長	白石俊哉君	議事課長	本間治君
建設部建築企画監	細谷俊人君	議事課長補佐	松村伸彦君
会計管理者兼出納局長	森隆司君	議事係長	小倉拓也君
企業局長	辻井宏文君	議事課主任	古賀勝明君
道立病院部長	岡本收司君	同	成田将幸君
財政局長	木村敏康君		
財政課長	松林直邦君		
教育委員会教育長	倉本博史君		



午前10時7分開議

○議長富原亮君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔本間議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

水 間 健 太 議員

和 田 敬 太 議員

鈴 木 仁 志 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第23号

（質疑並びに一般質問）

○議長富原亮君 日程第1、議案第1号ないし第23号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

中村守君。

○26番中村守君（登壇・拍手）（発言する者あり）皆様、おはようございます。

苫小牧選出の公明党、中村守でございます。

通告に従いまして、以下、知事及び教育長に伺います。

まず、保健・医療問題についてであります。

本道においては、21の2次医療圏のうち、例えば、人口10万人当たりの医師数で見ますと、上川中部圏352人、札幌圏298人などが他地域を大きく上回っておりますが、その一方、根室圏98人、宗谷圏101人、南檜山圏118人、日高圏118人など、全道平均の251人を大きく下回っている地域もあり、いまだ地域における医師不足の深刻な状況が続いているところであります。

このような中で、道では、医師確保計画に基づき、医師少数区域に医師を派遣するなどして、これら医師の偏在の解消に努めているところでありますが、依然として解消されていないのが実情であると考えます。

一方、来年度から医師の働き方改革による時間外労働の上限規制が始まることにより、地域ではさらなる医師不足への懸念があるものと考えます。

本道における医師の確保と地域偏在の是正に向け、道は、より実効性のある対策を行うべきであると考えます。今後どのように取り組むのか、お伺いをいたします。

また、現在、道では、これまでの5疾病5事業プラス在宅医療に感染症対策という6事業目を加えて、次期医療計画の策定に向けた検討を進めているものと承知しております。

医療の地域偏在是正を進め、誰もがどこに住んでいても安心して医療を受けることができる体制を整備することが重要と考えます。

道では、次期医療計画の策定に向け、今後どのように取り組んでいく考えなのか、併せて伺います。

次に、救急医療についてであります。

今日、広域であり、かつ、医療資源の偏在が著しいこの本道においては、救急患者を迅速かつ的確に救急医療機関に搬送するためにも、救急搬送体制の整備は極めて重要な課題であり、中でも、受入れ機関としての救急医療機関等の確保がまず何よりも重要なことと考えます。

その一つに救急救命センターの設置があります。心筋梗塞、脳卒中、交通事故による多発性外傷などの重篤患者を24時間365日受け入れる医療機関であり、道内では、現在、六つの3次医療圏に13か所設置をされておりますが、うち五つが札幌圏であるという、都市部に集中しております。

例えば、私の地元である苫小牧市のある胆振地域、隣接する日高地域には、一か所も設置されていないわけであります。

今後、救命救急センターの整備については、本道の広域性や医療資源の偏在などを十分に踏まえ、必要な見直しを行うとともに、これら空白地域における設置について検討すべきものと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、児童相談体制についてであります。

今日、子どもをめぐる様々な問題が発生しており、全道に設置されております道立児童相談所は、極めて大きな役割を果たしているものと考えます。

このような中、道は、令和3年1月、胆振総合振興局管内での相談体制の充実を図るため、室蘭児童相談所の苫小牧分室を苫小牧市こども相談センター内に開設し、対応に当たられてきたものと承知をしております。

分室の開設以来の児童虐待などの対応状況を見ますと、件数では、管内の8割を苫小牧が占めるなど、極めて重要な役割を果たしているところであります。

そこでお伺いをいたします。

まず、道立児童相談所における虐待に関する相談などへの対応状況について、どのような所見をお持ちなのか、お伺いをいたします。

また、胆振総合振興局管内での相談体制についてであります。近年、一時保護件数も大きく増加しているものと承知をしております。このため、室蘭児童相談所苫小牧分室において、一時保護の機能を持たせてはどうかと考えます。併せて知事の所見を伺います。

次に、苫東地域の開発等についてであります。

国の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針2023において、新しい資本主義の加速の項目において、投資の拡大と経済社会改革の実行として、これまで、石炭、石油などの化石エネルギー中心の産業構造、社会構造から、CO₂を排出しないクリーンエネルギー中心に転換するGXの加速、あるいは、次世代半導体を含めたグローバルサプライチェーンの中核となることを目指すということが盛り込まれているものと承知しております。

苫東地域は、再生可能エネルギーが豊富な地域であり、様々な取組を行っているところと伺っております。また、次世代半導体の生産を目指すラピダスの立地場所の千歳市の隣接地域であることから、今後、関連産業の立地も期待され、苫東は、これらの事業を担うポテンシャルを十分有するものと考えます。

そこでお伺いいたします。

まず、苫小牧東部地域の開発計画についてであります。

苫小牧地域は、昭和46年に旧北海道開発庁が苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画を策定し、国家プロジェクトとして開発が進められたところでもあります。

平成7年には、苫小牧東部開発新計画により、10年ごとに開発計画の進め方が策定されましたが、平成11年に、開発事業者である第三セクターの苫小牧東部開発株式会社の経営破綻により、新たに株式会社苫東が設立されたものと承知をしております。

まず、苫東地域のこれらの計画の概略についてお伺いをいたします。

次に、苫小牧東部地域の立地状況についてであります。

苫東地域は、計画策定当初は重厚長大産業が主体でありましたが、近年、幅広い業種の産業が立地し、用地分譲は好調に推移しているものとお伺いをしております。

苫東地域のこれまでの分譲の状況や立地について、その動向をお伺いいたします。

次に、公的プロジェクトの導入についてであります。

広大な開発面積を抱える苫東地域については、平成11年に設立された新会社の長期的な分譲計画において、企業への分譲と並んで、国による公的プロジェクトの導入が掲げられていたものと承知をしております。

苫東地域の一層の発展に向けては、公的プロジェクトの導入などにも対応しながら、企業の立地を図る必要があるものと考えますが、道としてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

次に、今後の取組についてであります。

人口減少が進む中、地域経済の活性化や雇用の場の創出につながる企業立地を促進していくことは極めて重要であります。

GXなど、社会経済情勢が変化している中、道として、こうした変化を踏まえて、苫東への企業誘致に積極的に取り組んでいくことが必要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

次に、地球温暖化防止対策基金についてであります。

ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関し、今定例会において、地球温暖化防止対策基金の設置が提案されていることは承知をしております。

知事が記者会見で述べられておりましたが、基金の額では、他県に比べ、トップクラスとなる100億円の規模の基金を設置することとしているとのことであり、今後、道の取組が加速していくことを期待しております。

そこでお伺いをいたします。

これまで、企業局の電気事業収益を積み立てた新エネルギー導入加速化基金を財源として事業に取り組んできたところと承知しておりますが、新しい基金では、企業局からの繰入金以外の財源も積み立てることとされておりますが、その理由についてお伺いをいたします。

また、基金を活用した基金充当事業について、令和5年度はどのように取り組む考えなのか、また、令和5年度においては、基金を充当しないゼロカーボン関連事業として何があるのか、併せてお伺いをいたします。

次に、食の輸出拡大戦略についてであります。

食の輸出拡大に向けて、道では、平成18年に第2期の食の輸出拡大戦略を策定し、2023年までの道産食品輸出額1500億円の目標を掲げ、1年早く目標水準を達成したものと承知しております。

ポストコロナへ移行する中、これまで以上に積極的に輸出拡大に取り組んでいくことが重要と考えますが、今年、検討を進める新たな食の輸出拡大戦略の下で、今後どのように輸出拡大に取り組むのか、お伺いをいたします。

次に、半導体関連産業についてであります。

5月、千歳市において開催されました、ラピダス社の次世代半導体の製造工場建設に係る説明会には、1400名を超える方々が参加したところと承知しており、このプロジェクトに対する道民の関心の高さ、あるいは、経済がよくなることへの期待の表れなのではないかと受け止めております。

この期待を現実のものとするために、多岐にわたる課題にしっかり対応し、まずは、ラピダス社が目指す2025年のパイロットライン稼働、2027年の量産開始というスケジュールを達成することが何より重要と考えます。

今月には、工場建設予定地の造成も始まり、プロジェクトが本格的に始動する中、明らかとなってきた課題とその対応について、以下、伺います。

まず、人材育成についてであります。

半導体関連産業は裾野が広いものとされ、このたびのラピダス社の立地を契機として、本道に関連産業が集積し、半導体人材の雇用が拡大することが期待されます。

一方で、現時点では、本道に半導体人材を育成する体制が十分に整っているとは言えない状況にあるものと考えます。

半導体人材の育成に向け、今後、道としてどのように取り組む考えなのか、所見を伺います。

次に、水の供給についてであります。

2027年からの量産開始に向け、大量の水をどのように確保するのが焦点となっております。

苫小牧地区工業用水道を活用する案や千歳川から給水する案を検討しているとの報道があるということは承知しておりますが、いずれにしても、インフラ整備が喫緊の課題と考えます。

2027年の量産開始に向け、どのように必要な水量を供給していく考えなのか、お伺いをいたし

ます。

次に、災害対策についてであります。

太平洋沿岸の市町では、避難施設の整備に関する緊急事業計画の策定を進めており、道では、海溝型地震対策室を新設するとともに、施設整備等に関する市町の財政負担軽減に向けた予算を本会議で提案したところであります。

道では、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定において想定された甚大な被害を最小化するため、本年2月に減災計画を策定したところであり、想定される死者数を2031年度までの10年間で8割減少させる減災目標を設定したものと承知しております。

一方、私も公約に掲げましたが、防災機能に加えて、展望スペースなども抱えた市民の憩いの場としての機能も有した多目的な防災タワーの設置なども、今後検討すべき課題の一つと考えております。

今後、巨大地震・津波への備えを加速させるため、例えば、避難タワーや避難路などといったハード整備のみならず、市町村からの要望なども踏まえたソフト面における支援の充実なども含め、防災体制の強化に向けて、なお一層積極的に取り組むべきであると考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、災害時の対応についてであります。

大規模災害発生時には、医療救護活動を含めた応急対策が必要となり、道では、全ての2次医療圏に災害拠点病院を整備し、また、災害派遣医療チーム——DMATを確保しているものと承知しております。

札医大附属病院では、道内唯一の基幹災害拠点病院として、救急・災害医療を提供するとともに、道の要請に基づくDMATの派遣や養成研修への協力など、本道の災害医療の中心的な役割を担っております。

海溝型地震の切迫性が指摘される中、甚大な被害から一人でも多くの命を助けるために、道として、DMATの体制強化をはじめとする被災者支援を含め、今後どのように災害対策に取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

次に、教育問題についてであります。

先日、公立高等学校配置計画案が公表され、計画案で示された中学校卒業生数推計表を見ますと、令和12年には、令和5年の卒業生数からさらに4238人の減少となり、さらなる高校間口の減少が予想されております。

学校は、その地域のシンボリック的存在であり、単純に中学校卒業生数が減ったからといって、地域との十分な意見交換なしに募集停止や学級減などを行うことは、地域住民、また、卒業生にとって、よい印象は与えないものと考えます。

従来の中卒者数を見据え、本年改定されたこれからの高校づくりに関する指針に基づき、地域住民が将来に不安を抱くことのないよう、地域の声をしっかり伺いながら、地域と高校のつながりを生かした配置計画を策定していくべきと考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

最後に、新たな教師の学びの姿を実現する教員の育成についてであります。

学校教育の成否は、教員の資質、能力に負うところが極めて大きく、教員は、その職責を自覚し、不断の研修に努めることが重要であり、我が会派においても、これまで、教員研修の充実について継続的に質問を行ってきたところでもあります。

こうした中、昨年12月、個別最適な学びや協働的な学びを重視する、令和の日本型学校教育の実現に向けた教師の養成、採用、研修の在り方について、中教審の答申が示され、とりわけ、教員の研修については、教員自身が主体的に学ぶことなどを重視した新たな教師の学びの姿の実現が強く求められたところでもあります。

道教委では、これまで、教員がニーズに応じて効率的に学ぶことができる選択型研修やオンライン研修を拡充するとともに、自身の資質、能力を把握できる自己診断シートや、研修を分野ごとに可視化した研修L i n kナビ等の研修サポートツールを開発、提供するなどの取組を進めてきたものと承知しておりますが、今後、新たな教師の学びの姿を実現するためには、多様な経験年数や専門性を持つ教員が、自らの個性や長所などに応じて主体的に学んでいくことができる教員研修の充実が一層重要になるものと考えます。

本道の教員一人一人が新たな教師の学びの姿を実現するため、道教委としてどのように教員研修の充実を進めていくのか、所見をお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）中村議員の質問にお答えいたします。

最初に、医師の確保などについてであります。広域分散で医療資源が偏在する本道においては、高齢化による疾病構造の変化や生産年齢人口の減少を見据え、それぞれの地域の実情に応じた持続可能な医療提供体制を確保していくことが重要であります。

このため、道では、地域医療支援センターからの医師派遣のほか、地域枠医師や自治医大卒業医師の配置など、地域における医師の確保に取り組んできており、引き続き、こうした対策を着実に進めるとともに、幅広い観点から、医療対策協議会で御意見を伺いながら、今後も実効性ある施策の推進に努めてまいります。

また、次期医療計画の策定に当たっては、現行計画に基づく各種施策の検証を行うとともに、外部有識者で構成する総合保健医療協議会で御議論をいただきながら、ICTを活用した遠隔医療の推進や新たに追加される新興感染症対策など、今後の地域に必要な施策について検討を進め、質の高い効率的な医療提供体制の確保に努めてまいります。

次に、苫東地域への企業誘致についてであります。千歳市にラピダス社が立地し、社会経済情勢も大きく変化する中、道としては、脱炭素化やサプライチェーンの強靱化など、企業のニーズを的確に捉えながら、苫東の特徴を生かした誘致活動を展開することが重要であると認識しております。

このため、地元関係機関と連携しつつ、広大で、交通アクセスもよく、水も豊富で、再生可能

エネルギーを活用した取組も積極的に行われているなど、苫東の立地優位性について、道外での展示会など、様々な機会を通じて広くアピールするとともに、企業ニーズに沿ったきめ細かな提案を行うなど、苫東地域への企業誘致を推進してまいります。

次に、ゼロカーボン北海道推進基金についてであります。これまでの新エネ基金事業では、企業局からの繰出金を財源としてまいりましたが、企業局における利益処分の規定を踏まえ、地域の新エネ設備の導入支援など、再エネの利用を推進する事業に充当しております。

一方、ゼロカーボン北海道の実現に向けては、新エネ導入に加え、省エネ設備への改修、人材育成、研究開発などの幅広い取組をより一層加速する必要がありますことから、このたび、民間企業からの寄附金等も積み立て、財源の多様化を図った新たな基金を設置することといたしました。

今年度は、この新基金を活用し、洋上風力の取組の加速化や省エネ住宅の取得、改修や、太陽光パネルの導入支援、地域が行う新エネ設備導入への支援など、本道の再エネポテンシャルを最大限に引き出す事業に充当しているところであります。

また、森林環境譲与税や循環資源利用促進税、国の補助金など、基金以外の財源も活用して、森林整備やリサイクル機器の整備、空港の航空灯火のLED化などに取り組むこととしております。

次に、食の輸出拡大戦略についてであります。道では、現在、次期戦略案の策定に向けて、特定品目や地域に偏らないといった北海道グローバル戦略の見直しの視点も踏まえつつ、関係者から御意見を伺いながら検討を進めております。

今年度は、ASEAN地域において、現地百貨店などと連携したトップセールスや、現地ECを活用した道産食品の魅力発信などの取組を本定例会に提案しておりますが、こうした取組に加え、和食ブームや健康志向の高まりに対応した輸出品目や事業者の裾野の拡大、どさんこプラザを拠点とした食ブランドの魅力発信などを盛り込んだ次期戦略案を年内に取りまとめ、道産食品の一層の輸出拡大につなげてまいります。

次に、半導体関連産業に関し、ラピダス社への水の供給についてであります。道では、2027年からの半導体の量産開始に向けて、水源や取水方法、事業形態などについて、道の工業用水道の活用も含め、国、千歳市、ラピダス社等の関係機関と協議、調整を行っているところでございます。

半導体の製造に必要な不可欠な水の供給については、水利権の調整など、多くの関係者の理解を得ることが不可欠であり、慎重に進める必要があるものと認識をしておりますが、道としては、プロジェクトの成功に向けて、スケジュールの達成を最優先に、できるだけ早期に供給方法等を決められるよう、取水可能性などについて必要な調査を行いながら、関係機関と緊密に連携をし、迅速に検討を進めてまいります。

最後に、海溝型地震への対応についてであります。発生が切迫しているとされる海溝型地震による被害を軽減するためには、ハード、ソフトの両面において必要な対策をしっかりと推進して

いくことが重要であります。

このため、道では、特別強化地域に指定された市町が行う津波避難タワー等のハード整備を促進するため、国の支援に加え、独自の財政支援措置を講じることとし、今定例会に関係予算を提案させていただいているところであります。

また、ソフト面では、地域づくり総合交付金による、津波ハザードマップ作成などの取組を支援するとともに、道民の皆様の避難意識の向上を図るため、新たに、啓発教材としての津波被害を想定した動画を作成、公開し、自治体職員向けの研修でも活用することとしております。

私といたしましては、こうした取組を通じ、本年2月に策定した減災計画の達成に向け、今後とも、国や市町村、関係機関と緊密に連携協力して、総合的な防災・減災対策に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 保健福祉部長道場満君。

○保健福祉部長道場満君（登壇）保健・医療問題に関し、救急医療体制についてでございますが、道では、医療資源の偏在という本道の実情を踏まえ、医療計画に基づき、ドクターヘリ等の広域搬送手段も活用しつつ、初期救急から入院治療を要する2次救急、高度な救命医療を担う3次救急に至る体系的な救急医療体制の整備を進めてきたところでございます。

今後、ICTを活用したドクターヘリ等の効果的な運用を図るほか、休日や夜間の初期救急患者への診療体制の確保、救命救急センターの運営に対する支援を行うとともに、次期医療計画の策定に向け、それぞれの地域の実情を踏まえ、将来を見据えた持続可能な医療提供体制の在り方について総合保健医療協議会で御議論いただきながら、道民の皆様がどこに住んでいても適切な救急医療を受けられるよう、必要な体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君（登壇）保健・医療問題に関し、児童相談体制についてでございますが、道の児童相談所が対応した虐待相談件数は増加傾向が続いており、事案に迅速に対応するためには、体制の強化が必要であると認識しております。

このため、道では、これまで、児童福祉司などの専門職員を計画的に増員するとともに、令和3年1月には、室蘭児童相談所に苫小牧分室を設置し、胆振・日高管内の即応体制を確保したところでございます。

また、苫小牧分室管内の一時保護を必要とする児童につきましては、室蘭児童相談所の一時保護所での保護のほか、分室管内の里親などに保護の委託を行っているところでございます。

道といたしましては、今後も、適切な職員体制を確保し、虐待対応に万全を期すとともに、一時保護が必要な場合には、子どもの年齢や就学状況など、個々の状況に応じて、家庭に近い環境での養育や就学機会の確保などを考慮し、里親や児童養護施設などの地域の社会資源も活用しな

がら、子どもの安全の迅速な確保と適切な保護に努めてまいります。

○議長富原亮君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）初めに、苫東地域の開発計画についてであります。国が策定した基本計画では、重厚長大型の工業開発を目指して、国家的プロジェクトとして苫東地域の開発を開始することとしたところでございます。

その後策定された新計画では、幅広い工業開発の推進など、苫東開発の施策を総合的、計画的に展開する全体構想をまとめ、産業関連などの分譲対象として、5500ヘクタールの開発を目指すこととしております。

さらに、苫東開発を効果的に推進するため、おおむね10年間を対象期間とする新計画の進め方が策定され、令和元年度にまとめられた第3期の進め方では、食関連産業の誘致のほか、エネルギーの有効活用による産業展開や、開発の展開に応じた基盤整備などを進めることとしております。

次に、立地状況等についてであります。令和4年度末現在で126の企業や国の機関などが立地し、分譲済み面積は1136ヘクタール、賃貸面積は438ヘクタールとなっております。

近年の立地動向につきましては、令和2年度以降、3年連続で30ヘクタールを超える分譲が続いておりまして、医療機器の国内外の供給拠点となる製造工場や温度管理型の大型冷凍・冷蔵施設、ウイスキー製造事業所などの進出が決定されましたほか、太陽光発電施設やバイオマス発電所の立地といった動きも見られるところでございます。

次に、公的プロジェクトについてであります。道では、毎年度、国に対し、公的プロジェクトの導入の要望を行い、石炭火力発電所における二酸化炭素回収の調査事業や水素製造の実証事業が実施されているところでございます。

道といたしましては、国が実施している当地域での調査等を活用し、苫小牧市など関係機関とも連携しながら、カーボンニュートラルを推進するプロジェクトの導入に向け、CCUSに関連する試験研究施設の整備、CO₂を活用した航空燃料の製造等の実証といった具体的提案を行うなど、引き続き、国に働きかけてまいります。

最後に、半導体人材の育成についてであります。道内の理工系大学や高専などでは、半導体産業を支える人材を育成するためのカリキュラム等が十分整っておらず、また、理系人材の多くが道外に流出しているものと認識しております。

そうした中、国では、道や道内大学など関係機関で構成する北海道半導体人材育成等推進協議会を設立し、モデルカリキュラムの作成、導入など、半導体人材の育成等に取り組むこととしており、道といたしましては、こうした取組に積極的に貢献するとともに、道立高校やMONOテックでの出前講座や、道内の大学等と連携した学生向けのセミナー、さらには、新規学卒者等を対象に、関連産業を見学するバスツアーなどにより、半導体関連産業を持続的に支える人材の育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 総務部危機管理監古岡昇君。

○総務部危機管理監古岡昇君（登壇）災害時の応急対策についてでございますが、道では、大規模災害の発生時には、災害対策本部を設置し、関係機関と連携しながら、被害情報の収集をはじめ、救出・救助活動や医療救護、避難者支援など、災害の状況に応じた応急対策に取り組んでいるところでございます。

特に、被災地で一人でも多くの命を救うためには、救出・救助活動はもとより、災害派遣医療チームでございますDMATによる医療救護活動は重要でありますことから、基幹災害拠点病院である札医大附属病院と連携しながら、DMAT養成研修による人材育成や、北海道防災総合訓練におきまして、傷病者の広域搬送と医療救護活動を想定した訓練などを実施しているところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした取組を通じまして、医療救護体制の充実強化を図りますとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に向け、関係機関と連携協力し、実践的な訓練を積み重ねながら、災害対応力の向上に取り組んでまいります。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）中村議員の御質問にお答えをいたします。

教育問題に関しまして、まず、高校配置計画の策定についてであります。生徒の興味、関心、進路希望等の多様化や、中学校卒業生数の減少など、高校を取り巻く環境が大きく変化し続ける中、高校配置の在り方などについて、地域の保護者の皆様や関係者の方々の御理解を深めていくことが何よりも大切であります。

道教委では、高校配置の検討に当たりまして、地域別検討協議会や地域での説明会など様々な機会を通じて、地域の方々と意見交換を行ってまいりました。

今後は、このたび改定をいたしましたこれからの高校づくりに関する指針において、将来を見据えた高校づくりを地域とともに考える仕組みとして、一定の圏域単位で、関係市町村の参画を得ながら、高校の役割分担や定員調整も含めた具体的な配置の在り方を検討することをお示したところであり、圏域内の高校が担うべき役割や高校配置の在り方などについて協議を行い、その結果を配置計画に生かすことで、圏域における高校の教育機能の維持向上を図ってまいります。

次に、教員の育成についてであります。令和4年の中教審答申において、教員自身の学びの在り方として、主体的な姿勢、継続的な学び、個別最適な学び、そして協働的な学びという、新たな教師の学びの姿が示されました。

道教委では、これを受けまして、本年3月に、本道の教員に求められる資質、能力の目安である教員育成指標を改訂するとともに、この育成指標を踏まえて策定する教職員研修計画に、北海道が目指す教職員の学びの姿として、教員一人一人が探究心を持ち、個性や長所等に即して学ぶ、他者との対話や振り返りの機会を通じて、資質、能力を高めるなどを掲げたところです。

今後は、こうした教員の学びの実現による資質向上のため、これまで以上に、大学等と連携協

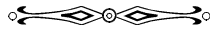
働しながら、教員のニーズに対応した多様な研修講座やコンテンツを展開するとともに、新たに導入いたしました管理職による受講奨励の円滑な実施に向けた指導助言に努めるなど、教員一人一人が学びに打ち込むことにより、質の高い教育活動につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 中村守君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩



午前10時51分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

林祐作君。

○40番林祐作君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

一つ目、子育て環境についてお伺いをいたします。

令和4年の北海道の出生数は、概数であります。2万6406人、合計特殊出生率は1.12と、全国平均の1.26を下回り、いずれも過去最低を更新しております。

また、コロナにより、妊娠、出産、育児に関する不安や困難がさらに増大してまいりました。コロナが明け、今後も北海道が活力ある社会であり続けられるためには、子どもを望む夫婦がしっかりと子育てしやすい環境をつくることが求められております。

そこで数点質問させていただきます。

子育て支援策の現状と課題についてお伺いいたします。

道では、北海道お米・牛乳子育て応援事業やどさんこ・子育て特典制度など、様々な子育て支援施策を実施しております。

これらの施策は、子育て世帯の負担軽減や道産品の消費拡大に寄与しているものと考えますが、具体的な効果や評価はどのようになっているのか、伺います。

また、これらの施策に加えて、今後必要とされる子育て支援策は何かあるのでしょうか。特に、アフターコロナ時代、新たな子育て世帯のニーズや課題に応えるために、どのような対策を検討しているのか、伺います。

続いて、育休取得率の向上について伺います。

道内の育児休業の取得率は、女性については83%と全国平均より高くなっておりますが、男性については19.2%となっており、前年に比べると9ポイント上昇しているものの、岸田総理のさきの記者会見の中で、男性の育休取得率の政府目標を大幅に引き上げ、2025年度に50%、2030年度に85%とすると表明しており、まだまだ努力が必要な状況であります。

国の目標を達成するためには、今まで以上に、育休制度の周知啓発だけでなく、職場や社会

の風土、意識の改革が必要であり、さらには、育休自体のイメージ改善が必要であります。

そこで質問ですが、育休取得率の向上や育休自体のイメージ改善に向けて、道としてどのような取組を行っていくのでしょうか。また、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

続いて、子育て支援の取組について伺います。

子育て支援には、祖父母が孫を預かり、面倒を見るなどの、いわゆる孫育の協力をしていることがあります。近年、企業等の定年年齢が上がったことによって、祖父母となる方々が就労するケースが増えてきております。

実際、令和元年度末の時点で、北海道の高齢者は、就業率が25.9%と、全国平均の23.9%を上回る状況であり、この状況では、祖父母が孫を預かったり面倒を見たりすることが困難な状況であると考えられます。

道は、祖父母による支援をどのように考え、今後、北海道における子育て支援施策をどのように取り組んでいくのか、伺います。

続いて、特別支援教育の充実について伺いをいたします。

昨年、文部科学省からは、通常の学級に発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、小中学校で8.8%、高等学校で2.2%在籍していると公表され、全ての教員が特別支援教育を経験し、その専門性を向上させることが求められております。

こうした中、令和5年の1定において、我が会派の同僚議員からの特別支援教育に関する専門性の向上に関わる質問に対し、教育長から、検討会議を設置し、特別支援教育の研修の改善などについて検討を進めると答弁いただいたところであります。

そこで、今後の道教委の取組について何点か伺いをいたします。

教員一人一人の専門性の向上について伺います。

道内では、特別支援学級や通級による指導などの経験を積み、専門性を身につけた教員が異動した後に、その後継者が育っていないことによって、対応に苦慮している学校や地域があると伺っております。

特別な教育的支援を必要とする子どもが増加する中で、各学校の支援体制を充実させるためには、教員一人一人の専門性の向上が必要であると考えますが、今後どのような対応を行っていくのか、教育長の見解を伺います。

計画的な人材育成に向けた体制整備について伺います。

全ての教員が特別支援教育に関わる専門性を向上させるために、研修を充実させることが大変重要であると考えますが、その一方で、学校現場では、学力の向上、ICTの効果的な活用、生徒指導に関わる問題など、様々な学校課題に対応しなければならず、特別支援教育に関わる研修等に時間をかけることが難しいなどの声を聞いております。

そこで、各学校が多忙な中においても特別支援教育に関わる専門性の向上に注力できる工夫や特別支援教育に関わる専門性を有した教員の計画的な育成に向けた体制の整備が必要であると考えます。今後どのように対応していくのか、教育長の見解をお伺いいたします。

続いて、木材の需給動向について伺います。

今年に入り、全道的に冬場の伐期が終了する中で、道外や海外向けの丸太需要が減少しておりますが、道内製材工場では、冬場の丸太集荷が計画より少なかったために、道外等の分の受入れを継続しておりますが、直近では一部の工場で在庫積み増しの状況となっております。

道内の製材工場におけるトドマツ、カラマツでは、原木の消費量が前年同月比90%で推移しているのに対し、在荷量は同120%以上となっております。原木在庫は増加傾向となっております。

また、本州への出荷が多いすぎは、本州の工場では、住宅建設需要の減少に伴う生産調整やウッドショック以降の輸入材の再入荷で、スギの原木の受入れを制限しているなど、取引の動きが低調になっている状況であります。

木材の需給動向においては、原木在庫が積み上がることによって、利用期を迎えた人工林の伐採が滞ることになり、森林所有者の計画的な植林に影響を及ぼすものと考えます。

また、製材業などの事業者は、事業に係る諸経費が高騰し、今後は、輸送に係る費用の増加が見込まれる中、厳しい経営状況が続くものと考えます。

森林資源の循環利用において、原木在庫の積み上がりが今後も続くことによって、森林所有者の伐採意欲、植林意欲が減少すること、さらには、製材業などの事業者の経営が厳しい状況になり、ゼロカーボン北海道の推進に大きな影響が出ることも考えられます。

知事は、林業・木材産業の振興、ゼロカーボン北海道の実現にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

続いて、地域づくり総合交付金について伺います。

知事は、本定例会に提案をしている補正予算において、暮らしを守る、未来を創る、地域と進める、この3本柱から成る重点政策を打ち出されました。

新規事業の主なものとしては、暮らしを守るの柱では、不妊治療に対する助成のほか、全国トップクラスとなる津波避難施設等への市町村支援などが盛り込まれており、未来を創るの柱では、次世代半導体製造拠点への支援や100億円規模となるゼロカーボン基金の設置など、新たな任期を迎えた知事の意気込みが伝わる政策となっております。

一方で、地域と進めるの柱は、地域おこし協力隊への支援の2500万円など、ほかの柱に比べて小規模となっております。

暮らしを守る政策や未来を創る政策は、どちらも地域の取組とセットで行わなければ進めることができないものであります。官民連携や各振興局への危機対策室の新設など、工夫は見られますが、やはり地域と進める政策こそ重点的な予算配分をすべきではないかと考えます。

そこで、最も重要な事業の一つが地域づくり総合交付金ではないでしょうか。

この交付金は、地域振興条例に基づき、道内各地域の課題解決や地域活性化に向けた市町村等の取組を支援するものであり、予算額については、令和2年度当初予算から令和4年度の当初予算まで総額45億8000万円で、3年間同額でありましたが、今年度は、当初予算と2定補正予算を

合わせた年間分として、総額46億2000万円を計上し、昨年から4000万円の増額を図っており、厳しい道の財政状況の中で、この増額は評価できるものと考えます。

また、この内訳については、新型コロナウイルス感染症対策や、特定課題対策であったゼロカーボン北海道などに資する取組への交付分2億円が、地域づくり推進事業分に組み替えられたことで、地域独自の課題に取り組みやすくなりました。

しかしながら、こうした組替えは、コロナ禍前の状況に戻っただけであり、地域が取り組む新たな課題への対応は、増額された4000万円分の取り合いになることが想定されます。

増額分に対する優先採択事業があるのか、また、均等割として各振興局当たり約300万円の底上げを期待してよいのか、増額分に対する配分の見込みや考え方についてお伺いをいたします。

また、5000万円や1億円ではなく、4000万円とした理由は、何らかのニーズ調査に基づくものと考えますが、その積算根拠についてもお伺いをいたします。

次に、ゼロカーボン北海道の推進についてであります。

先ほど、地域と進める政策こそ重点的な予算配分をすべきと申し上げましたが、まさにゼロカーボン北海道の取組を進めるためには、企業や道民の皆様方の協力はもちろんのこと、市町村単位での取組が不可欠と考えます。

道は、ゼロカーボン北海道推進基金を活用して、環境と経済の好循環を図りつつ、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を推進することとしており、令和5年度においては、洋上風力発電のサプライチェーン構築に向けた事業分野調査や人材確保への支援、省エネ住宅の取得、改修等や集会場等の省エネ改修等への支援など、約19億円を活用するものと承知しております。

その一方で、ゼロカーボン北海道の実現に向けた市町村等で行う脱炭素化の取組については、先ほどの地域づくり総合交付金の一般事業分で支援することとなっておりますが、その財源にはこの基金は適用されておられません。

地域づくり総合交付金のうち、ゼロカーボン北海道の推進に資する事業の枠は示されておませんが、道が複数年で100億円の規模が必要であるならば、極端な言い方となってしまいますが、道内の市町村トータルでも同規模の予算確保が図られてもいいのではないかと考えます。

先ほど申し上げましたが、地域づくり総合交付金については、昨年度から4000万円増額されたところではありますが、地域づくり総合交付金を有効活用するためにも、私は、ゼロカーボン北海道推進基金を広く活用すべきと考えますが、道の見解をお伺いいたします。

続いて、地熱発電について伺います。

世界有数の火山国である日本の地下には、世界第3の資源量を誇る膨大な地熱エネルギーが眠っており、北海道のそのポテンシャルの高い都市であることは御承知のとおりであります。

6月29日より、蘭越町のニセコ湯本温泉付近で、地熱発電の掘削作業をしている際に大量の水蒸気が吹き上がり、本日で7日目を迎えます。

掘削調査を行っていた三井石油開発の説明で、水蒸気には硫化水素が含まれており、発生当日、配送のために敷地内を訪れた方が硫化水素中毒で翌日まで入院されていたことが新たに分か

っており、また、一步遅ければアウトだったという医師の声もあると伺っているところであります。

また、現場付近の川に行くと、ふだんの透明の川の水が真っ白になっていたり、周辺の木々が白くなっていることも確認でき、町は、周辺の農家に水を使わないよう呼びかけるとともに、消防のポンプ車でため池などへの給水を行っているが、農家の方々からは水が足りないとの声が上がっており、多くの道民が不安の声を上げる中、混乱的な状況とも言える状況が続いております。道としては、あらゆる面でも今後の対応が求められていると私は考えております。

今後、ゼロカーボンの推進に必要な地熱発電を進めていくに当たり、このたびの蘭越での事案をどのように受け止めているのか、道の認識を伺います。

地域人材の育成確保についてお伺いをいたします。

地域が求める地域おこし協力隊の確保について、地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に移動し、地縁、血縁などが無い地域に生活の拠点をつくり、その才能と能力を生かした活動を続けて、理想とする暮らしや生きがいを発見し、地域に定着し、地域活性化に取り組んでおられます。

市町村における活用状況においては、令和4年度において最大で64人の委嘱をしている自治体がある一方、積極的な募集活動を展開しても求める人材を確保できない自治体や、地域おこし協力隊を導入していない地域もございます。

知事は、今定例会において、官民連携に関する我が会派の代表質問の中で、地域ニーズを踏まえながら、市町村と地域おこし協力隊が行う取組に関し、企業などと新たな連携を創出し、地域課題の解決を図り、隊員のさらなる確保と定着に向け、市町村と連携をし、募集から任期満了までの各段階における支援を強化していくと答弁されました。

これまで、市町村は、地域おこし協力隊の活用に関し、求める人材を採用するために募集PR等を行い、道は、首都圏の移住イベント等を活用し、道内の市町村の募集情報のPRを行うなどの支援を行ってまいりましたが、これからは、地域おこし協力隊に関心を持ち、応募を検討しようとしている方々の情報等を集め、それを市町村に提供するなど、人材を求める市町村への支援をすることで、市町村が求める人材の確保が推進されるものと考えます。

知事は、市町村と連携し、市町村が必要とする人材の確保にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

次に、採用後における隊員の地域への定住について伺います。

地域おこし協力隊は、任期終了後、活動地と同一市町村内や近隣市町村に定住するのがおおよそ4分の3でありまして、残り4分の1の中には、地域になじめず、任期満了や任期満了後に都市地域に戻る方もいると、総務省の調査で示されております。

地域おこし協力隊で活動していた4分の1の方々が任期途中あるいは任期終了後に地域を離れることは、人口減少が進む地域にとって大きな損失となります。

道は、これまで、隊員のスキルアップ、定住に向けた研修や個別相談を実施してきたところで

ありますが、市町村と連携をし、隊員の活動状況や定着ができない事情などを調査し、きめ細やかに隊員をサポートすることにより、任期終了後に地域を離れることが減少するものと考えます。

道は、地域おこし協力隊の方々に対し、市町村と連携をし、定住、定着を促すためにどのような取組をしていくのか、考えをお伺いいたします。

続いて、公衆浴場法におけるサウナの取扱いについてお伺いをいたします。

サウナは、公衆浴場法に基づき、保健所の営業許可を受ける必要があるが、今般のサウナブームで多様なサービスや営業形態の施設が展開されているのを見聞きするようになりました。

一方で、公衆浴場法等の関連法令は、従前からのサウナや、いわゆる銭湯など、裸となって利用することを想定して風紀や衛生上の基準が規定されているためか、水着を着用して利用する形態のサウナを新たに営業しようと、保健所に御相談をしても、営業許可の判断までに時間を要することがあり、今のサウナブームに対応し切れていないのではないかと、事業者の方々から多くの声をいただいております。

今般のサウナブームは、北海道としても観光資源の一つとしての役割を果たすものと考えますが、公衆浴場法における新たな形態のサウナの取扱いについて所見を伺います。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策等についてお伺いをいたします。

接種後の副反応の対応について、新型コロナワクチンは、令和3年4月に高齢者向け接種が開始され、その後、現役世代、若年層、小児へと接種が進み、道内では8割以上の方が2回目の接種を完了しております。現在も高齢者や基礎疾病を有する方々を対象に追加接種が行われている状況であります。

一方で、接種後に、何か月にもわたり、頭痛や吐き気が続いて通勤や通学ができない方、全身のしびれや脱力感が続き、日常生活に支障を来している方などの話を耳にすることがありますが、中には、遠方の医療機関に通っている方もいるとのことであります。

道は、こうした接種後に長引く症状を訴える方々に対し、ワクチンの因果関係の有無にかかわらず、受診を希望される方々が身近な医療機関を受診できるように取り組む必要があると考えますが、道の取組について伺います。

健康被害救済制度について、ワクチン接種について健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残ったりした場合に、国の認定を受けて、医療費や障害年金、さらに、万一、亡くなられた場合においては、死亡一時金や葬祭料、遺族年金などの支給がされる健康被害救済制度であります。申請窓口の市町村において、丁寧な説明がなく、手続に時間を要したり、申請においても国の認定を受けるまで非常に時間がかかるという話をお伺いしております。

先月26日に開催された国の疾病・障害認定審査会の資料によりますと、これまでの新型コロナワクチンの関連の申請件数は7966件であり、このうち健康被害を認定した件数が2881件で全体の36.2%、非認定となった件数が405件で5.1%、保留となった件数が92件で1.2%となっております。残り4588件、57.6%は、審査も行われていない状況であります。

健康被害を受けた方が迅速に救済されるように取り組む必要があると考えますが、道の認識について伺います。

以上で通告した私の質問を終えます。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）林議員の質問にお答えいたします。

最初に、子育て支援施策についてであります。お米・牛乳子育て応援事業は、物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対し、生活に欠かせないお米や牛乳を商品券等として支給するもので、既に対象世帯の約4割に支給を終えたところであります。

受給された皆様からは、生活に直結した支援で助かるなど、好評をいただいております。先月からは、SNS等を活用した広報を取り入れることにより、より多くの皆様に申請いただき、子育て世帯の負担軽減はもとより、道産品の一層の消費拡大につなげてまいります。

また、妊婦や子育て中の御家庭が、商品の購入や施設の利用に当たり割引が受けられるごさんこ・子育て特典制度は、本年3月時点で2000を超える店舗等に協賛いただいております。地域全体で子育てを支援する機運の醸成や環境づくりの推進が図られているものと認識しております。

こうした中、道内では、出産後、早期就労を希望する方々の保育ニーズの拡大や、地域のつながりの希薄化により、未就園児を養育する保護者の方々の孤立化が懸念されるなど、新たな課題も生じてきておりますことから、道としては、引き続き、0歳児から2歳児を含めた保育の受皿整備など、待機児童の早期解消に取り組むほか、未就園児を定期的に預かる新たな子育て支援を充実させるなど、市町村や関係団体と十分連携を図りながら、子育て世代の方々がかどこに住んでいても安心して子育てができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでまいります。

次に、子育て支援の取組についてであります。祖父母による子育て支援は、子育て世代の育児負担の軽減につながるほか、より多くの家族の愛情を受けることで子どもの社会性が育まれるなど、子どもの成長によい影響が期待をされます。

一方、生活スタイルや子育て環境の変化などにより、世代間で子育ての考え方や接し方が大きく変化していることから、道では、安心して子育てに関わることができるよう、祖父母向けの孫育てガイドブックを作成し、理解促進に取り組んできたところであります。

道としては、祖父母の育児参加を一層推進するため、関係団体などを通じてガイドブックのさらなる周知に努めるとともに、市町村や関係団体と連携して、実態の把握を行いながら、子育て世代の様々なニーズに応じるため、多様な保育の受皿確保などに努め、どこに住んでいても安心して子育てができる環境整備を進めてまいります。

次に、林業・木材産業の振興に関し、事業者の方々への経営支援などについてであります。住宅着工戸数の減少などに伴い、道内の製材工場の原木在庫が増加傾向にあり、燃油・資材価格も高騰する中、森林づくりを着実に進めるためには、こうした環境の変化に対応できるよう、事業者の経営体質の強化と道産木材の需要拡大を図ることが必要であります。

このため、道では、予算を拡充した豊かな森づくり推進事業により、森林所有者の植林費用の負担軽減を図るとともに、スマート林業の推進により、作業の効率化や低コスト化を進めてまいります。

また、今後の需給見通しを分析し、関係者間で対応を協議する会議を早急に開催するとともに、原木を大ロットで効率的に運搬するための一時保管場所の整備や、低燃費型の高性能林業機械への転換、「HOKKAIDO WOOD」の販路拡大やモデル的な木造施設の整備を進め、森林所有者や事業者の方々が意欲を持って森林づくりや事業展開を行うことができるよう取り組み、本道の林業・木材産業の振興とゼロカーボン北海道の実現を図ってまいります。

次に、地域における脱炭素の推進についてであります。ゼロカーボン北海道の実現を図るためには、各地域がそれぞれの実情に応じて多様な取組を進めていくことが重要であると考えており、道では、本年度、基金を活用した市町村への支援事業として、新エネ設備導入や人材育成のための勉強会の開催などの支援を通じて、地域の脱炭素を積極的に推進してまいります。

また、地域づくり総合交付金では、国費事業や基金事業の対象となっていない、地域における住民の行動変容の社会実験など、地域特性と優位性を生かした取組を支援しております。

道といたしましては、地域の多様な取組を実現するため、多くの市町村でそれぞれの事業を効果的に活用いただけるよう、必要な対応に努めてまいります。

次に、地域人材の育成確保に関し、協力隊員の定住促進に向けた取組についてであります。人口減少が進む中、地域づくりの主要な担い手である協力隊の方々に任期終了後も引き続き地域に残っていただくためには、隊員募集への支援に加えて、任期中の活動や任期終了後の定着への支援にも取り組むことが重要であり、私も、地域訪問の機会を捉え、隊員の方々のお話を伺ってきたところであります。

道では、こうした隊員の御意見や、国や道が実施した隊員への調査結果を踏まえ、任期中の活動については、隊員向けの研修会や交流会を開催するほか、今年度、新たに、協力隊員を道で雇用し、相談員として起用するなど、隊員に寄り添ったサポートを充実させてまいります。

また、任期終了後に向けては、道の起業・就業支援に係る事業の案内はもとより、応援団会議のネットワークを活用し、銀行等の関係機関に御協力いただき、起業や就業の相談対応を行っていただくなど、定住のための支援を行ってまいります。

道では、こうした取組を通じ、募集から任期終了までの各段階における支援を強化し、国や市町村などと連携しながら、総合的なサポートを実施し、定住につなげてまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策等に関し、ワクチンに係る健康被害の救済についてであります。国は、コロナワクチン接種による急性アレルギー症状の医療費等の救済申請には、他のワクチンの申請では添付するカルテの写しに代えて、症例の概要を記載する簡便な書類とし、手続の簡素化を図るとともに、疾病・障害認定審査会の開催を増やすなどして、より迅速な認定に取り組んでいるところであります。

道としては、ワクチン接種により健康被害の生じた方には、早期に必要な救済がなされること

が重要との考えの下、国に対し、全国知事会を通じて、審査手続の簡素化や迅速化などを要望してきたほか、道民の皆様には救済制度の活用や手続について広く周知に努めてきたところであり、今後とも、全道のどこの地域でも申請者に寄り添った適切な対応が図られるよう、申請窓口である市町村とも連携しながら、救済手続の円滑化に向け取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）育児休業の取得促進についてであります。このたび、国は、子ども未来戦略方針において、男性の育休取得率目標を引き上げ、官民一体となって取り組むこととしており、道といたしましても、男性育休の取得促進は重要と認識しております。

育休取得の促進に向けましては、労使双方の意識変容を促していくことが重要であることから、道では、昨年4月の育児・介護休業法の改正を踏まえ、制度改正に係る事業者への周知啓発や専門家の派遣、市町村等が行う研修会に講師を派遣したほか、育休取得の機運醸成を図るため、国や民間企業とも連携して全国フォーラムを開催し、これに合わせて、道内経済8団体とともに北海道イクボス共同宣言を行いました。

また、今年度は、新たに、男性育休の取得や短時間労働など、働き方改革を促進するセミナーを道内各地で開催することとしておりまして、今後とも、国や関係機関と連携し、育児休業の一層の取得促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部地域振興監督原裕之君。

○総合政策部地域振興監督原裕之君（登壇）地域づくり総合交付金についてでございますが、道では、地域の創意と主体性による取組を支援するため、毎年度、地域のニーズを把握しながら、適時、制度の見直しを行うなど、市町村の地域の課題への対応を支援してきたところでございます。

令和5年度の地域づくり総合交付金につきましては、発生が切迫しているとされる海溝型地震に関し、ハード、ソフトの両面において必要な対策を推進していくことが重要でありますことから、防災備蓄品の更新やハザードマップの見直しの取組に係る全道市町村からの要望なども踏まえまして、4000万円を増額したところでございます。

道といたしましては、防災・減災対策を含め、様々な分野にわたる地域課題や地域の活性化に対応するため、市町村の実情に応じた効果的な支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部ゼロカーボン推進監今井太志君。

○経済部ゼロカーボン推進監今井太志君（登壇）ゼロカーボン北海道の推進に関しまして、地熱発電所での事案についてでございますが、地熱も含め、北海道の再生可能エネルギーのポテンシャルは全国一でございますが、その活用にあたりましては、安全の確保が第一であり、今回の蘭

越での事案につきましては、そのことの重要性を再認識したところでございます。

このため、道といたしましては、発電をはじめ、地熱の利用に当たっては、安全性の確保について改めて関係者に呼びかけてまいります。

○議長富原亮君 総合政策部長三橋剛君。

○総合政策部長三橋剛君（登壇）地域人材の育成確保に関し、地域おこし協力隊の人材確保についてであります。協力隊の方々には、地域づくりの主要な担い手であり、道内においては、任期後の地域への定着率も高く、地域力の活性化や移住、定住の促進などにおいて重要な存在となっております。

このため、道では、これまでも、隊員確保に向けて、首都圏で開催される移住イベントでの募集情報の発信など、市町村と連携して取り組んできたところであります。

今後は、こうした取組に加え、このたび開設いたしましたほっかいどう協力隊ワンストップ窓口において、隊員希望者からの相談対応を通じ、応募の際の関心事項や具体の希望内容等を市町村に情報提供するほか、協力隊に関する専用ポータルサイトを構築し、道内の市町村の募集情報を一元的に発信するなど、市町村と隊員希望者の双方に必要な情報提供を行い、市町村が求める人材確保ができるよう積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 保健福祉部長道場満君。

○保健福祉部長道場満君（登壇）公衆浴場法におけるサウナの取扱いについてでございますが、サウナは、一般の方を入浴させる施設であることから、その設置に当たっては、公衆浴場法に基づき、都道府県知事の許可が必要とされており、許可に当たっては、設置の場所や構造設備が衛生上適正であることのほか、営業者には、入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じることが求められております。

昨今、道内でも、サウナが注目を浴びるとともに、これまでとは異なる様々な形態のサウナが企画、検討されている状況も踏まえまして、許可に当たりましては、健全にサウナが利用されるよう、構造設備が衛生的に管理できるものであるか、また、利用に当たって、水着等を着用し、風紀上支障がないものであるかなど、個別丁寧に確認するとともに、各保健所を会議に参集し、事例を共有することで、速やかな判断に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 保健福祉部感染症対策監佐賀井祐一君。

○保健福祉部感染症対策監佐賀井祐一君（登壇）新型コロナウイルス感染症対策等に関し、ワクチン接種に係る副反応への対応等についてでございますが、道では、ワクチンを接種した方が、副反応が疑われる症状により受診を希望される場合には、接種した医療機関やかかりつけ医の受診に加え、医師が専門的な検査や診療が必要と判断した場合には、専門的な医療機関を紹介しているところでございまして、円滑な受診に向け、2次医療圏ごとに1施設以上を基本として、現在、全道で35施設の専門的な医療機関を指定しているほか、ワクチン接種相談センターを設置し

て、薬剤師による専門的な相談対応も行っているところでございます。

道といたしましては、接種後に長引く症状を訴える方には、身近な医療機関が、お一人お一人の不安に寄り添いながら、きめ細かに対応いただくことが重要との考えの下、引き続き、市町村や医師会、薬剤師会等とも連携をしつつ、受診を希望される方が必要な医療を受けられるよう、医療機関に繰り返し働きかけるなどして、地域実情に即した医療提供体制や相談体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）林議員の御質問にお答えをいたします。

特別支援教育の充実に关しまして、まず、教員の専門性向上についてであります。各学校においては、どの学級にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒がいることを前提に、分かりやすい授業づくりや、多様性を尊重した学級経営を行うことが求められております。

このため、道教委では、本年3月策定の特別支援教育に関する基本方針において、全ての教員の専門性向上を重点施策として位置づけ、その具体的方策として、教員研修において、職種や経験、地域の実情に応じた内容とすることや、オンラインやオンデマンドを効果的に活用するなどの工夫を図ることとしております。

今後は、通常の学級を含む全ての教員の専門性向上につながるよう、全学校で指名をしている特別支援教育コーディネーターが中心となって、学級担任等への支援や校内研修を活性化するなど、学校が組織的な支援体制を構築することにより、児童生徒一人一人に寄り添う指導の充実が図られるよう取り組んでまいります。

次に、計画的な人材育成についてであります。道教委では、全14管内において、特別支援教育に関し、中核的な役割を果たすリーダー教員を指名しており、リーダー教員による授業をオンラインで配信する機会を設け、各教員が自校にしながら研修を受講できるようにするなど、子どもたち一人一人と向き合う時間を確保しながら専門性を高める工夫を図ってまいりました。

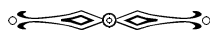
今後は、各学校の校長がリーダーシップを発揮し、校内の特別支援教育コーディネーターや特別支援学級の担任などを中心とする校内組織をより活性化させ、通常の学級担任等を支えることができるよう、校内支援体制の充実を図るとともに、各学校がこれまで以上に管内のリーダー教員を活用する機会の拡充を図るなど、特別支援教育に関する専門性の高い教員を効果的かつ計画的に育成するための新たな方策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 林祐作君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩



午後1時2分開議

○副議長稲村久男君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

広田まゆみ君。

○84番広田まゆみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、質問します。

まず、子ども政策についてですが、初めに、森のようちえんや自然保育の制度化について伺います。

2018年、長野県、鳥取県、広島県の三つの県の知事の強いリーダーシップでスタートした、森と自然の育ちと学び自治体ネットワークには、既に17の県が参画しています。

これら17の県では、森のようちえんや自然保育について、何らかの認証制度や支援制度があり、北海道においても早急に自然保育制度の検討に入るよう提言を重ねてまいりました。

昨年度、幼児教育推進センター長からは、次のような御答弁をいただいています。

幼児教育振興基本方針の改定に向け、幼児教育推進協議会で議論を行っている、その中で、各委員からは、自然や体験が大事にされていくことで、幼児期の体験が大人になったときの大きな力になっていく、北海道の自然環境を生かし、心を育む教育になっていくことが大事である、自然豊かな環境にありながら、子どもの体力が十分でない本道の課題に応える北海道らしい教育の形を子どもたちのために具体化していく必要があるなどの意見が出され、方針への反映について検討を進めてきたとのことでした。

幼児教育推進協議会は、公私や施設類型にかかわらず、子どもの育ちについて、まさに、子ども基本法を待つまでもなく、子どもを真ん中に議論してきた唯一の場であるものと理解しています。

知事からは、前回の定例会での知事総括質疑において、自然を生かした保育について、子どもたちにとって豊かな感性や好奇心を身につけていく上で大切な機会であるとの認識が示され、道内外の先進事例を積極的に保育関係者の方々へ情報提供するなど、本道の豊かな自然を生かした保育が一層広がるよう取り組むとの御答弁はいただきましたが、保育団体との意見交換において、事業者がそれぞれの特色を発揮して保育を実践すべきとの声のほか、自然保育に必要な環境整備、見守り体制の在り方について、詳細な情報が必要との意見も伺っているという課題も示していただきました。

それに対して、知事から示された課題に対して、私の見解を申し上げ、知事の見解を伺ってきたいと思います。

まず、道として、それぞれの事業者の保育に関する理念や方針を尊重することは当たり前のことです。

この4月に、千葉県も自然環境保育認証制度を策定しました。認証制度をつくった県は、五つの県になりました。認証制度ですから、いわゆる手挙げ方式です。地域の保護者の方々にとっては選択肢を増やすことになり、現場の実践者にとってはこれまでの実践に光が当たることになります。

実際に、新たに、森のようちえんとしてリニューアルオープンした日高管内の民間幼稚園の現場を、先日お邪魔をして、お話を聞いてきました。地域の方や役場関係者にもお話を伺いましたが、まさに地域にとって選択肢を増やしている、さらに、保育園留学など、移住促進にも効果が期待できるとのことでした。

そして、自然保育に必要な環境整備については、実はもう、各県では、市町村とも連携しながら、森林環境譲与税なども活用して、園庭やフィールドの子育ち環境の整備を、現場を応援しています。

見守り体制などの指摘ですが、自然保育をその保育の現場だけの負担にすることなく、知事が昨年、自らの御答弁の中でも触れていますが、保育現場への木育マイスターの紹介など、地域に開かれた子育ち環境の支援の輪が既に生まれています。

また、自主保育的な森のようちえんだけでなく、民間幼稚園や子ども園と、自然学校などアウトドアガイド事業者などとの協働による自然保育の形は、実は、道外の実践者からも注目される、北海道のすばらしい特徴だとも言えます。

知事が、まず一歩前を出て、北海道においても自然保育制度の検討に着手する方向を示されるべきときと考えます。

VUCAの時代に、これからの北海道に求められる人材像をどのように展望し、その上で、自然保育の必要性や効果についてどのように認識されているのか、改めて何うとともに、自然保育の推進のために、広域自治体の北海道としての果たすべき今後の役割をどのように認識されているのか、知事、教育長に伺います。

私は、自然保育の制度化の議論を一日も早く開始していただくことを願っていますが、少なくとも、今後、こども基本法を契機とした全庁的な議論を進める際に、森や自然の中での遊びや学びが全ての子どもに選択肢として保障される環境を広域自治体の北海道としてどのようにつくっていくのか、具体的に検討することが求められていると考えますが、その必要性を含め、知事、教育長の見解を伺います。

次に、子どもの意見表明や社会参画の保障などについて伺います。

まず、子どもの意見の政策反映についてですが、さきの第1回定例道議会において、知事からは、基本的に中央政府の検討状況を注視すること、さらに、幅広い道民意見の反映は重要であり、現行の行政基本条例や地域振興条例は、子どもの参加を妨げているものではないという趣旨の御答弁をいただいていた。

ニセコ町においては、まちづくり基本条例に「満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。」と明記しています。

私としては、道においても、行政基本条例、地域振興条例など、自治の在り方を示す基本的な条例には、子ども参画の権利を明記することで、こども基本法にどう対応するのかという知事及び道の姿勢を明確にされるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

子ども参画を契機とした道政運営全般の検証についてですが、もちろん、第1回の定例会における知事の御答弁のように、確かに、行政基本条例も地域振興条例も、条文上は、子どもの参加を妨げたものではありません。知事の御答弁を受け止めて、道政全般の政策形成の在り方を見直していくとすれば、それはそれですばらしいことです。

例えば、小学生や、日本語を母国語としない人たちにも分かりやすい、いわゆるやさしい日本語の積極的導入や、パブリックコメントワークショップなどを含め、参加型の広聴活動や会議の在り方に挑戦するなど、道の行政手続全体の仕組みをよりよいものに改善していく具体的な指示をされることも、知事が取り得る選択肢の一つだと思います。

知事は、本当に、現在の道政運営に子どもたちや若い人たちの意見が十分に反映をされているとお考えなのでしょうか。

2期目の道政運営に当たって、知事は、子どもの意見表明や社会参画の保障の意義をどのように認識しているのか、そして、どのように取り組む考えなのか、改めて、知事御自身の所見と今後の取組の方向性について伺います。

次に、子どもの権利条例の制定などについて伺います。

子どもの権利条例を制定している県は、全国で長野県と山梨県の二つだけです。

言うまでもなく、現行の少子化対策条例は、少子化対策基本法を基に制定されています。いわゆる子どもの権利擁護に関して言及されていることは承知をしていますし、子どもたちや若い人たちの意見を聞く場も確かに実績としてありますが、基本的には、例えば、結婚や妊娠、出産についての意見を聞くような少子化対策の枠内の意見聴取が主です。

これまでの少子化対策と、こども基本法の大きな違いは、子どもが未来をつくる権利と、そして責任も共有する主体として位置づけられていることです。

子ども参画の実践が進んでいる地域では、園庭や公園、道路改修の在り方や、自転車や鉄道などの交通政策に関し、子どもたちの意見を聞くことが日常化しつつあります。

子どもの権利を保障することは、北海道の未来をつくっていくことです。少子化対策のために子どもがいるのではなく、未来をつくっていく主役が子どもたちなのです。その認識を、知事自らの発信で広く共有することが必要です。

子どもの権利条例の制定の必要性について、知事の見解を伺います。

次に、子どもにやさしいまちづくり事業について伺います。

子どもの権利条約の批准から約30年、やっと、日本においても、こども基本法ができました。

残念ながら、子ども政策の本質的なコンセプトは、中央政府の施策を基準にはできません。財源を含めて中央政府の動向を注視することは理解いたしますが、ベンチマークとするのは世界基準であるべきです。

以前の議会でも取り上げましたが、ユニセフの子どもにやさしいまちづくり事業の認証や評価、サポートのシステムを、道内の自治体の子ども政策推進のために取り入れることを提案しています。

子どもにやさしいまちとは、子どもの権利条約に明記されている子どもの権利を実現することに積極的に取り組む市や町、村のことです。

子どもにやさしいまちづくり事業は、子どもに関わる様々なことは、子どもの意見を聞き、自治体運営に新たな視点を取り入れる取組です。

道内では、安平町、ニセコ町が子どもにやさしいまちとして認証されており、ユニセフ日本とも連携して、子どもにやさしいまちづくり事業を展開しています。

ユニセフ日本と道が連携することなどによって、子どもにやさしいまちづくり事業に取り組む自治体を側面支援し、参加自治体を増やしていくことも、広域自治体である道としての役割ではないかと私は考えますが、知事の所見を伺います。

次に、地域経済循環分析と持続可能な地域経営について伺います。

前知事時代から、私は、道の産業振興の在り方について議論させていただいてまいりました。企業誘致や入り込み数の増加、食品加工業の取扱い高、輸出額の増大など、外から稼ぐための物差しで産業振興が語られてきたのではないのでしょうか。

これまでも、地域経済循環分析など、新しい物差しの導入の提言を重ねてきましたが、知事は、いわゆる漏れバケツ理論を御存じでしょうか。幾ら補助金や投資が入っても、グローバル化の中で、その投資が地域の外に漏れていく構造にどう対処していくのか、持続可能な地域経営のために、2010年代から国内外で提唱されている理論です。

コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻などに直面し、レジリエンス——変化に対応する力がより日常的なキーワードとなる中で、地場の中小企業を支援し、道民の暮らしを守り抜くために、緊急避難的な対応策ではなく、抜本的な対策が必要です。

まず、漏れバケツ理論について、今後の道政運営、地域経営におけるその必要性について、知事の認識を伺います。

そして、この漏れバケツ理論に照らせば、自動車産業誘致の成果は、残念ながら限定的であり、食産業振興における付加価値の意味の再検証も必要になると、この間、議会議論をさせていただいてまいりました。

新たな半導体産業の集積の効果をしっかりと北海道の未来につなげるためにも、これまでの産業振興の在り方を謙虚に総括する必要があると考えます。

これまでの産業振興施策における課題について、どのように認識し、今後どのように対応するか、知事の所見を伺います。

次に、域内の資金の滞留、循環を調査する新たな物差しなどの導入と地域循環共生圏の推進について伺います。

道内であれば下川町などですが、全国的には、持続可能な発展のモデルとなる自治体は、地域経済循環分析や産業連関分析、域内乗数効果の測定、買物調査など、域内のお金の循環や滞留について独自に調査した上で施策を展開し、成果を上げています。

これまでも地域循環分析の導入などに関する議論を重ねてきましたが、振興局単位、もしくは

は、希望する自治体を支援する形で、域内の資金の滞留、循環を調査し、地域の皆さんとそのデータを共有し、ローカルSDGs、すなわち地域循環共生圏として持続可能な地域経営を進める役割を、道、振興局がより積極的に担うべきと考えます。

新たな持続可能な地域経営のための測定指標の導入と地域循環共生圏の推進の必要性について、知事の見解を伺います。

次に、ゼロカーボン推進の在り方について伺います。

地域環境権の考え方に基づいた施策展開についてですが、ゼロカーボンを推進する視点として、地域環境権について、これも提言を重ねてまいりました。

改定されたゼロカーボン北海道推進条例の第2条の2に、三つの基本理念が追加されたことは評価をします。今後、その理念に基づいた実効ある施策展開に強く期待するものです。

私が昨年3定などで御紹介した長野県飯田市の事例では、通称・地域環境条例において、再エネ資源は市民の総有財産であり、そこから生まれるエネルギーは、市民が優先的に活用でき、自ら地域づくりをしていく権利があるという理念を定め、その理念に基づき、市民による再エネ事業を公民の協働事業と位置づけて、市が、事業の信用補完や基金の無利子融資、事業開始に至るまでのサポートがされることになっています。

広域自治体の道でありますから、どうしても、洋上風力発電など、大きな国家プロジェクトに目が行きがちですが、ゼロカーボンとは、持続可能なまちづくりの手段としてのエネルギーの自治の在り方の問題です。国家プロジェクトに対応するだけでは、北海道知事として不十分です。

ゼロカーボン北海道基金の用途に関して、具体の事業について、各年度の予算編成の中で毎年度検討していくということではありますが、より多くの地域住民が主体的に再エネ事業に参画できるよう、条例の基本理念に基づいた優先順位をスタート時点から明確にすべきと考えますが、見解を伺います。

次に、木質バイオマス燃料の利活用の促進について伺います。

北海道の温暖化対策の課題として、家庭部門の排出量が多いことが指摘をされてきました。一方、これまで、北海道独自の北方型住宅であるとか、道産木材を使った住宅の普及拡大、まきストーブやペレットストーブ購入への助成制度はありませんでした。

ゼロカーボンの投資においても、漏れバケツ理論、域内循環の視点は決して忘れてはいけません。

また、製紙業に使用される木材チップの需要動向の予測から林業の持続可能性を高めるためにも、計画的に木質燃料のサプライチェーンの構築を急ぐ必要があると考えます。

これは、単年度でできる事業ではなく、段階的に計画的に進めていくべきものと考えますが、ゼロカーボン基金の創出も踏まえ、道として、木質バイオマスの利活用をこれまで以上に促進すべきと私は考えますが、知事の見解を伺います。

次に、蓄電池の開発普及と独立型の再生エネルギー施設の拡大などについて伺います。

北海道で自然エネルギーのポテンシャルが生かせない要因として、系統接続の容量制限の課題

が指摘されてまいりました。

その解決策の一つとして、広域分散型の北海道において、私は、独立型の太陽光発電など、小さな単位の再生可能エネルギーの発電と、家庭用、業務・産業用の蓄電システムの開発普及支援に力を入れることが、道民の暮らしを守り、北海道の基幹産業である食と観光に関わる食品加工業や宿泊業の付加価値向上にもつながると考え、この間、常任委員会や特別委員会でも提案を重ねてまいりました。

これまで、容量制限に関する解決策は、北本連系の増設や様々な接続調整など、結果として、国任せ、電力会社任せになっており、道民自らが主体的にその課題に向き合う方法がなかったように思います。

蓄電池の開発普及には様々な課題もあるとは承知をしていますが、容量制限の課題に道としてどのように主体的に取り組むべきか、そして、蓄電池の開発普及の必要性や今後の課題についてどのように認識をしているか、現時点での見解を伺います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長稲村久男君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇） 広田議員の御質問にお答えいたします。

最初に、子ども政策に関し、まず、自然環境を生かした保育についてであります。乳幼児期の子どもたちが自然に直接触れ合うことは、豊かな感性や好奇心、探求心を身につけていく上で大切な機会の一つであり、保育団体からは、必要な環境整備や現場での見守り体制の確保など、実践に向けてはより詳細な情報や課題解決が必要といった御意見も伺っているところであります。

道内の保育所では、国の指針が示す保育目標に向かって、それぞれの施設規模や地域実情に応じ、創意工夫を凝らした保育を実践しておりますことから、道としては、今後とも、事業者の方々の保育に関する理念や方針を最大限尊重しつつ、幼児教育推進協議会や総合教育会議などの場を活用するほか、新たに立ち上げた全庁会議の場においても、道内外の取組を共有しながら、保育関係者の方々に特色ある実践事例を情報提供するなどして、本道の豊かな自然を生かした保育環境が一層広がるよう取り組んでまいります。

次に、子どもの参画による道政運営についてであります。こども基本法では、全ての子どもの意見表明や社会的活動への参画機会の確保などを基本理念に掲げており、こうした考えに基づき、次の世代を担う子どもたちが将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指していくことが重要と認識しています。

国では、現在、基本法を踏まえ、子どもが意見を表明し、社会に参加することができる新たな取組として、「こども若者★いけんぷらす」を開始し、参加者を募集していることから、道としては、こうした国の動きを参考としつつ、これまで取り組んできた審議会への中高生の参画やヤングケアラー、ケアリーバーの方々との意見交換などに加え、今定例会には、児童相談所で一時保護している子どもたちの意見表明を支援する予算を提案しているところであり、今後とも、全

ての子どもたちが積極的に意見を表明し、多様な社会的活動に参画しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、子どもの権利に関する取組についてであります。こども基本法では、全ての子どもの基本的な人権が守られ、意見が尊重されることを基本理念としており、道の少子化対策推進条例においても、子どもの意見が適切に社会に反映される環境の整備を掲げているところであります。

こうした中、国では、基本法の理念に基づく、こどもまんなか社会の実現に向け、こどもまんなか応援サポーターの輪を広げる取組を進めており、こうした趣旨に賛同し、私が応援サポーターに就任したことをSNSで広く道民の皆様へ発信しているところであります。

道としては、子どもたちの権利が守られ、意見の尊重や表明をしやすい環境づくりに向け、今後とも、道民の皆様へ御理解をいただきながら、オール北海道で、未来を担う子どもたちが健やかで幸せに成長できるよう、社会的な機運の醸成を図ってまいります。

次に、ゼロカーボン推進に関し、まず、基金を活用した事業についてであります。ゼロカーボン北海道の実現に向けては、全ての関係者の自主的かつ積極的な参加及び密接な連携の下、取組を進めていくことが重要であります。

このため、基金は、道をはじめ、地域の各主体が、それぞれ、再エネ等の導入や産業の振興、人材の育成など、脱炭素を進めるために必要な事業の財源に充当していく考えであり、具体の事業については、将来的な脱炭素効果や費用対効果のほか、より多くの道民の皆様や事業者の方々、市町村など、地域の取組につながる波及効果も考慮し、各年度の予算編成の中で毎年度検討してまいります。

最後に、木質バイオマスの利活用についてであります。未利用の間伐材などの木質バイオマスを、家庭の暖房や公共施設の給湯など、地域の熱源として有効に活用することは、森林資源の循環利用やエネルギーの地産地消を推進する重要な取組と考えております。

このため、道では、国の事業など、多様な財源を活用し、路網の整備から伐採、搬出を一貫して行うシステムの普及により、木質バイオマスの集荷の効率化を図るとともに、原木の伐採やチップ加工に必要な機械の導入に支援をしております。

また、関係団体と連携し、燃焼機器の展示会を開催するとともに、市町村によるペレットストーブの導入支援の事例や木質ペレットの生産事業者の情報をホームページで公表するほか、バイオマスボイラーの導入へ支援するなど、木質バイオマスの熱利用を促進し、林業・木材産業の振興とゼロカーボン北海道の実現につなげてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君（登壇）子どもの意見表明や社会参画の保障などに関し、まず、こども基本法への対応についてでございますが、こども基本法では、全ての子

どもの社会的活動への参画機会の確保などを基本理念として掲げるとともに、道や市町村など、地方公共団体が子ども施策を策定、実施するに当たっては、子どもの意見を反映するよう規定されているところがございます。

こうした中、道では、これまでも、子ども・子育て施策について、審議会への中高生の参画やユースプランナー制度を活用した大学生との意見交換、さらには、ヤングケアラーやケアリーパーの方々の声も伺うなどしながら、子どもの意見を施策に反映できるよう取り組んできたところであり、今後とも、こども基本法の趣旨を踏まえつつ、行政基本条例に定める行政運営の基本原則に沿って、子どもの参加機会の拡大や、道政に対する御意見等も尊重しながら、行政運営に反映できるよう取り組んでまいります。

次に、子ども施策の推進についてでございますが、市町村では、それぞれが創意工夫を凝らしながら、独自の子ども・子育て施策に取り組んできており、道では、こうした市町村を支援するため、これまで、独自の取組として、乳幼児医療費の助成や多子世帯の保育料の無償化などを進めてきたところがございます。

こども基本法では、道や市町村が子ども施策を策定するに当たっては、相互に連携を図りながら、子どもの意見を反映し、地域の実情に応じた施策を実施することとされていることから、道といたしましては、今後とも、市町村との連携を一層深めながら、どこに住んでいても子どもたちが健やかに希望を持って成長できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 総合政策部長三橋剛君。

○総合政策部長三橋剛君（登壇）持続可能な地域経営に関し、まず、地域経済の循環に関する取組についてであります。我が国では、不安定な国際情勢を背景に、経済の安全保障など、社会や経済の大きな変化に直面しており、北海道の持続的な発展に向けては、エネルギーや食料をはじめ、国外や道外からの移輸入への過度な依存をできるだけ抑えながら、移輸出の拡大と地域経済の循環を促進していくことが重要であります。

道では、道政の基本的な方向を定める総合計画において、地域資源を最大限活用し、地域の脱炭素化と経済の活性化、レジリエンス向上の同時達成を目指す地域循環共生圏の創造を政策の方向性として明記し、環境基本計画にも位置づけながら、取組の促進を図っているところがございます。

次に、地域経済循環分析などについてであります。この分析は、地域内の資金の流れを俯瞰的に把握するとともに、産業の実態、地域外との関係性等を可視化するものであります。

道といたしましては、こうした考えに基づき、国が開発した分析ツールに加えて、国と道で開発した経済波及効果分析ツールなども活用し、各地域において環境問題と経済や社会課題の同時解決に向けた施策の立案、推進が図られるよう、地域の特性や強みを生かした地域循環共生圏の創造の促進に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）産業振興についてであります。本道は、全国と比べ、総生産に占める製造業の比率や、食の付加価値率が低い産業構造にあり、力強い経済の実現に向けては、経済波及効果が高い自動車産業や、本道に優位性のある食産業の振興が重要でございます。

このため、道では、専門家による道内企業への技術指導など、自動車産業への道内企業の参入促進に取り組み、自動車産業の集積が徐々に進みつつあります。

また、食産業振興では、地域フード塾や商談会、どさんこプラザのテスト販売などの取組により、高品質で生産者の思いの込められた道産食材を生かした商品づくりや販路の多角化を支援しており、本道の食への評価が高まっております。

道といたしましては、こうした取組の経験を今後のデジタル産業の集積に生かすことにより、本道の産業振興につなげてまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 経済部ゼロカーボン推進監今井太志君。

○経済部ゼロカーボン推進監今井太志君（登壇）ゼロカーボンの推進に関しまして、系統制約への対応などについてでございますが、本道は、電力系統の規模が小さく、系統制約が課題となっておりますことから、道では、送電網の整備やノンファーム型接続の適用範囲の拡大などにつきまして、国に働きかけております。

また、再生可能エネルギーの拡大や地域でのエネルギー地産地消の観点からは、蓄電池の活用も有効な手段であり、道といたしましては、新エネと電気自動車を組み合わせたエネルギー自立型施設の整備や、地域マイクログリッドの構築への支援などに取り組んでおりますほか、道内では、民間事業者による国の支援を得た系統側蓄電池の導入も進んでおります。

道といたしましては、引き続き、国や関係機関と連携しながら、電力系統の増強や蓄電池の導入に努め、再生可能エネルギーの拡大を図ってまいります。

○副議長稲村久男君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）広田議員の御質問にお答えをいたします。

自然を生かした教育などについてであります。道教委では、質の高い幼児教育を提供する上で、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や、外遊びの機会などの教育活動を充実させることは必要と考えております。

このため、道教委では、今後、自然を生かした保育の充実について、幼児教育推進センターと幼児教育関係団体とで構成をする北海道幼児教育推進協議会において、本道の自然環境を活用した体験活動や、他府県における自然を生かした保育の取組などについて協議してまいります。

また、自然を生かした遊びについては、国の幼稚園教育要領で、自然の大きさ、美しさなどに直接触れる体験を通して、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力が培われると示されていることから、これまでも、指導主事の学校訪問等において外遊びの環境の実情等を把握しているところであり、今後も継続して状況の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 広田まゆみ君。

○84番広田まゆみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）自然保育制度の必要性などについて再質問します。

自然保育の必要性の認識について、大切な機会の一つであるという認識は、北海道知事としてはもう少し強い認識を持っていただきたいと思います。

知事は、昨年度以降、エビデンスに基づいた政策立案を指示されました。

文科省などの調査においては、自然体験と、学習意欲、道徳観、人間関係能力の相関関係を示すエビデンスはそろっています。

北海道は自然環境にあふれているので、子どもたちは放っておいても外で思い切り群れて遊んでいるだろうと思われる方も多いかもかもしれません。しかし、現実では、子どもたちがテレビやゲームに費やす時間が全国で最も長いのが北海道であることが、再三、課題として指摘されています。

ある民間幼稚園の調査ですが、家に帰った後の主な遊び相手を聞いたところ、8割がお母さん、2割程度が友達という回答でした。つまり、公的な保育あるいは幼稚園などでその場や時間を保障しないと、子どもたち同士が思い切り自由に外で群れて遊べる経験がないまま成長することになります。

北海道の基幹産業は、第1次産業です。そして今、アドベンチャートラベルのアウトドアガイドの育成も急務であります。

子ども時代に自然の中で思い切り体を動かして遊び込む体験や、時間や場づくりを広域自治体の道として具体的に応援することなく、大人になって、林業人材の育成、担い手対策に奮闘することは、施策として整合性がないのではないのでしょうか。

また、DX、GXを進めるために必要な私たち人間の力は、AIやロボットには決してできない創造性やコミュニケーションの力とも言われています。

そのためにも、常に変化をする自然の中で、日常的に子どもたちが群れて遊ぶことができる自然保育や自然体験が有効であると、脳科学的にも実証されています。

改めて知事に伺いますが、これからの北海道に求められる人材像をどのように展望されているのか、それに対し、北海道における子どもの体力、学力など、子どもを取り巻く現状と課題をどのように認識されているのか、伺うとともに、幼児教育推進協議会などにおける議論も踏まえて、自然保育の必要についての認識について、再度、見解を伺います。

次に、広域自治体の道としての役割についてですが、自然保育の制度化に関し、知事からは、繰り返し、事業者の理念や方針を最大限尊重することが答弁されています。

道が自然保育の重要性をより明確に示すことで、子どもたちにとっては選択肢を保障することになります。

いわゆる森のようちえんというのは自主保育で、少人数で親と一緒に参加する小規模なものが

多く、それはそれでそのよさがあります。

一方、自然保育を導入している子ども園の状況を聞きますと、森林のフィールドを親にも開放していますが、7割の親はそこに参加していません。ということは、子どもの自然体験に関心がないか、あっても、余裕のない家庭の状況であっても、自然保育をプログラムとして導入している子ども園などでは、全ての子どもたちが外で思いっきり群れて遊ぶ機会、場を保障していることとなります。

森と自然の育ちと学び自治体ネットワークに参加している17の県では、認証制度以外にも、森林環境譲与税などを活用して、自然保育に必要なフィールドの環境整備を支援したり、あるいは、自然保育の人材育成研修などを支援したりしています。

知事の先ほどの御答弁は、事業者に寄り添っているように聞こえますが、しかし、新保育指針を受けて保育所の役割が広がり、保護者、家庭、地域と連携した広い子育て支援や研修体制の充実が新たに求められている道内保育所の本質的な支援につながらないと考えます。

自然保育の推進に向けて、情報提供以外に、広域自治体としての役割について検討すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

子ども参画について再質問します。

御答弁においては、行政基本条例、地域振興条例に子どもの意見表明を加えることは取り組まないなどという御答弁でしたけれども、こどもまんなか応援サポーターには就任をされ、SNSでは発信をされたということです。インフルエンサーとしてはそれでよろしいかと思いますが、知事としてはいかがなのでしょう。

知事は、子どもの意見の尊重や表明をしやすい環境づくりに向け、道民の理解をいただきながら社会的な機運の醸成を図るとのことですが、まずは、地方自治の基本である行政基本条例、地域振興条例に、政治姿勢として、子ども参画を改めて明示した上で、機運の醸成を図るべきと考えます。

知事にとっての、子どもが真ん中の意味するものは何なのか、知事の見解を伺うとともに、行政の真ん中、地域振興の真ん中に子どもを位置づける知事の姿勢を示すためにも、条例の見直し検討についての知事の見解を再度伺います。

次に、地域循環共生圏などについて再質問をさせていただきます。

自動車産業や半導体産業は、一般的には経済波及効果が高いとされますが、北海道の産業構造からすると、投資効果は低いと考えます。

北海道は愛知県にはなれないし、令和の時代に、今さら、なる必要もないと私は考えます。さらに、人口集積の構造も九州などとは異なります。なので、道央圏以外にラピダスの直接的な経済波及効果を期待するのは、残念ながら、私は、あまり有効ではないと考えています。

知事には、むしろ、ラピダスへの期待と同じ熱量で、特に道央圏以外に、産業別の振興施策ではなく、持続可能な地域経営戦略を新たな視点で提示していくリーダーシップを求めます。

その一つの提案が、地域循環共生圏——ローカルSDGsの実践です。

道としては、国と道で開発した経済波及効果分析ツールなども活用し、地域循環共生圏の創造の促進に向けて取り組むと、前向きな御答弁をいただきました。

いつ、どこで、どのように取り組むのか、地域循環共生圏——ローカルSDGsの推進の意義への認識を含めて、知事の決意を伺います。

次に、ゼロカーボン推進の在り方について、私としては、ゼロカーボン北海道基金の創設を契機として、国任せ、電力会社任せの取組から脱却を図るため、蓄電池の開発普及や木質バイオマス燃料の利活用の促進について伺いましたが、どちらも従前どおりの取組の羅列の御答弁でした。

北海道の温暖化対策の、かねてよりの課題は、家庭部門の排出量が多いことであり、その対策としても期待しましたが、残念です。

地域環境権の理念に立って、ゼロカーボン基金の在り方について伺ってきましたが、それ以前に、私たち北海道民は、省エネ・新エネ条例において原子力を過渡的なエネルギーと位置づけ、積雪寒冷な北海道において、エネルギーが社会経済の健全な発展と生活の安定のために不可欠な要素であることを深く認識し、脱原発の視点に立って、北海道内で自立的に確保できる新しいエネルギーの利用を拡大する責務を有しています。

一人でも多くの道民の皆さんや、食や観光の面で北海道を応援してくださる様々な皆さんと協働でその理念を共有し、次世代の子どもたちのためにも、北海道内で自立的に確保できる新しいエネルギーの利用を拡大する責務を果たせるよう、個人、事業者が新たな事業などに挑戦できる基金とすべきと考えますが、ゼロカーボン北海道推進基金の在り方、目的について、再度、知事の見解を伺います。

以上、再々質問を留保して、再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長稲村久男君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇） 広田議員の再質問にお答えいたします。

最初に、子ども政策に関し、まず、自然を生かした保育についてであります。幼児教育振興基本方針では、幼児期において、子どもたち一人一人が、北海道の豊かな自然環境を活用した体験活動や遊びを通し、健やかに育成されることを目指しており、子どもたちが身近な自然に直接触れ合うことは、豊かな感性や好奇心を身につけていく上で大切な機会の一つであると認識しております。

道内の保育所では、施設規模や地域の実情に応じながら、自然に触れ合う特色ある保育に取り組んできているところであり、道としては、各事業者の方々の保育理念や方針を最大限尊重しつつ、保育現場の御意見を踏まえながら、子ども政策に関する全庁的な協議の場であります北海道こども政策推進本部において、道内外の先駆的な取組事例を共有するなど、自然環境を生かした保育が一層広がるよう取り組んでまいります。

次に、子どもの意見表明などについてであります。道では、これまで、様々な取組により子どもの意見表明の機会を確保してきた中、国では、現在、こども基本法を踏まえ、子どもが意見

を表明し、社会に参加することができる新たな取組として、「こども若者★いけんぷらす」を開始したことから、こうした国の動きを参考としつつ、今後の対応を検討することとしております。

道としては、今後とも、こども基本法の理念の下、こどもまんなか社会の実現に向け、道政の推進に当たっては、行政基本条例の基本原則に沿って、子どもの参加機会の拡大や、道政に対する御意見などを尊重しながら、行政運営に反映できるよう取り組んでまいります。

次に、地域経済の循環に関する取組についてであります。エネルギーや食料の安全保障への関心が高まっている今、地域の特性や強みを生かした地域循環共生圏の創造を促進していくことは、持続可能な地域づくりを進める有効な手法であり、総合計画の目指す姿やSDGsの目標達成にも資するものであります。

道としては、様々な場面を活用し、住民の皆様や事業者、市町村の方々などに対し、その理念や支援施策などの周知に努め、環境と経済の好循環の実現に向けた各地域の取組を促進してまいります。

最後に、ゼロカーボン北海道推進基金についてであります。道では、中長期的な視点で継続的に施策展開を図る観点から、このたび100億円規模の新たな基金を設け、再エネ等の導入の地域支援や産業振興、人材育成など、道民の皆様や事業者の方々が脱炭素に資するモデル的、先駆的な取組に挑戦できる事業の財源として本基金を効果的に活用し、2030年までの48%削減、その先のゼロカーボン達成に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 広田まゆみ君。

○84番広田まゆみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交え、再々質問します。

知事御自身が、具体的にこどもまんなか社会をどのように認識しているか、お答えがなかったのですが、長野県の自然保育制度が創設される背景には、公私、施設類型の違いなど、いわゆる大人の事情を超えて、長野県らしい子育て環境がどうあるべきか、文字どおり、子どもを真ん中という柱を持って議論をリードした現場の担当者を支える知事のリーダーシップがあったことをお伝えしておきます。

また、自然環境を生かした北海道らしい保育を考える意味で、北海道が木育発祥の地であること、さらに、木育マイスターを含め、自然学校など、自然体験活動に知見のある専門家と保育・幼稚園現場の協働が既に現場の努力で進められてきたことを、北海道の未来にどう生かしていくのか、知事にもより強く御認識をいただきたい、そして、これまでのこの現場の実践に光を当てていただける役割を知事に強く期待し、指摘とさせていただきます。

子ども参画について、今までもやってきたし、これからも同じようにやっていきますという趣旨の御答弁です。

確かに、ある意味、アリのバイ的に、あるいは、イベント的に子どもの声を聞く場はあったかもしれませんが、それを組織として、地域としてどのように受け止め、どのようにフィードバック

していくのか、体系的な継続した取組が必要です。

「こども若者★いけんぷらす」など、中央政府の取組を参照するのではなく、むしろ、北海道においては、先ほども事例を挙げました子どもにやさしいまちづくり事業に取り組む安平町やニセコ町、そして、独自の仕組みとして、うらほろスタイルなど、真摯に子どもの体験や子どもの声を大人たちが受け止め、実際にまちづくりなどに反映していった取組があります。

子どもの声を道としてどのように受け止めるのか、道の行政改革の視点で再度検討するよう指摘をしておきます。

地域循環共生圏——ローカルSDGsについて、知事は、様々な場面を活用し、理念や支援施策などの周知に努めるとの御答弁でしたが、SDGs未来都市・北海道として、もう何か、あまり皆さん使わないので、忘れているのかもしれませんが、SDGs未来都市・北海道として、あまりにも消極的です。

GX、DXが叫ばれていますが、ローカルの視点がなければ、北海道の地域の未来は守れません。今の答弁では、知事にその視点は見えません。国家プロジェクトに呼応するだけでなく、地域に寄り添う知事の姿勢をより明確に打ち出すべきです。

午前中も、地域振興の在り方について議論があったと承知をしていますが、こども基本法の施行やゼロカーボン基金の創設も踏まえて、まさにSDGs未来都市第二章として、具体的に地域を選定するなどして、ゼロカーボン推進のためにも、地域循環共生圏の構築に道がより主体的に目標を持って取り組むべきと考えますが、再度、見解を伺います。

以上、終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長稲村久男君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇） 広田議員の再々質問にお答えいたします。

地域経済の循環に関する取組についてであります。地域の特性や強みを生かした地域循環共生圏の創造を促進していくことは、持続可能な地域づくりを進める有効な手法であります。

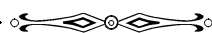
道として、様々な場面を活用し、その理念や支援施策などの周知に努め、各地域における取組の促進を通じ、必要な役割を果たしてまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 広田まゆみ君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩



午後2時開議

○副議長稲村久男君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

渡邊靖司君。

○44番渡邊靖司君（登壇・拍手）（発言する者あり） 通告に従いまして、順次質問をまいります。

ます。

初めに、昆布の生産回復について伺います。

昆布漁業は、本道の多くの道内漁業者が就業し、漁業経営者だけではなく、地域を支える重要なものとなっております。

私が令和元年第4回定例会の予算特別委員会において、昆布の生産量が年々減少傾向にある原因や生産回復に向けた取組などについて質問させていただき、道から、漁場の減少と併せ、製品工程に必要な労働力の確保が困難であることなどから、昆布の乾燥作業を軽減するスーツや規格に沿った自動選別機の開発等に取り組み、また、今後、これらの取組に加え、生産性の向上に向けた検討を行うとの答弁をいただいたところです。

しかし、残念ながら、私が質問した令和元年以降、生産回復に至っておらず、昆布は、磯焼け等による繁茂状況の悪化に加え、採取から製品となるまでには、乾燥、裁断、色や重量などの等級ごとに取りまとめて梱包するなど、人手による多くの手間がかかるといった様々な課題があり、その解決は容易ではなく、息の長い取組が必要と承知しておりますが、道では、昆布の生産回復に向け、今後どのような取組を進めていくのか、伺います。

続いて、ホタテガイのへい死について伺います。

ホタテガイは、計画的、安定的な生産が期待できる栽培漁業の対象魚種で、道内で生産される水産物の数量、金額ともに約4割を占めるとともに、水産物輸出金額の約7割を占めており、今後もホタテガイの生産安定化を図ることが重要であります。

ホタテガイ漁業は、4月末から6月頃まで、海にネット袋など採苗器をつるし、海中を漂う幼生を採取し、翌春まで籠に入れ、3センチメートルから5センチメートルの稚貝まで育てた上で各浜に出荷され、オホーツク海では、その稚貝を海中に放流し、噴火湾では耳釣り養殖をし、いずれも2年から4年後に水揚げをしている実態にあります。

こうした中、今年3月に、網走市の能取湖で育成されていた稚貝のへい死が確認され、大きな問題となったほか、平成26年にはオホーツク海でしけにより海中に放流したホタテガイがへい死、平成27年及び平成30年には噴火湾においても養殖していたホタテがへい死するなど、ホタテの生産は海洋環境の変化に左右されております。

へい死の原因を特定することは難しいと承知しておりますが、放流や養殖している貝のへい死は、直接的な生産減少につながり、また、稚貝のへい死は、2年から3年後の生産減少につながることから、ホタテガイの生産安定化に向け、対策を講じていくべきと考えますが、道では、へい死の主な要因をどのように捉え、どのように取り組んでいるのか、伺います。

次に、森林づくりを担う人材の確保育成についてであります。

道内の人工林は、本格的な利用期を迎えていることから、今後、計画的な伐採や伐採後の着実な植林と併せて、道産木材の利用拡大を進め、林業・木材産業の振興を図ることが重要と考えます。

道では、北海道森林づくり基本計画において、森林づくりを担う「人材」の確保を重点取組と

して位置づけ、担い手の育成確保や林業事業体の経営力の強化に取り組んでおりますが、全道的に少子・高齢化が進む中、高齢者の割合が多い林業の現場では従事者の減少が懸念されます。

また、林業は、全産業の中で、依然として労働災害の発生率が高い状況にありますが、様々な人材が林業に参入し、地域に定着してもらうためにも、安全で働きやすい環境を整えていくことが必要と考えます。

令和2年に開校した北森カレッジでは、充実した教育プログラムにより優秀な人材の育成に努めているものと承知しておりますが、こうした取組を継続していくことも重要であります。

さらに、国では、外国人材の活用に向けた新たな制度の検討が進められておりますが、林業分野でもこうした取組を進める必要があります。

今後も、森林づくりの担い手を安定的に確保し、育成していくために、道ではどのように取り組むのか、伺います。

次に、新たな農地施策についてであります。

我が国において、戦後の農地解放は、自作農の創設など、大きな成果を上げつつも、経営規模の零細化やその後の分散錯圃といった、構造課題につながる側面もありました。

こうした課題の解決のため、国は、農地法に加え、農業経営の改善や生産力の増大などを目的とした農業経営基盤強化促進法の制定による認定農業者制度の創設など、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を推進してまいりました。

また、我が国の食料、農林水産業は海外に大きく依存してきたところであり、昨今、食料安全保障の強化が喫緊かつ最重要課題となっていることなどを踏まえ、国においては、食料・農業・農村基本法の検証、見直しが進められております。

先般、中間取りまとめが行われたところであります。その内容は、我が国の食料安全保障の強化のため、生産基盤となる優良農地の確保、地域の所得向上の観点なども踏まえた地域の話合いにより、将来の地域農業の在り方や農地利用の姿を明確化し、その実現に向け、農地バンクを利用した集積、集約化を進めるとされるなど、本年4月から施行された国の新たな農地施策を投影したものとなっております。

昨年来、道議会でも議論を重ねてきていたところ、農地の権利移動を迅速かつ円滑に進めるための公社の体制強化や、制度改正により生じる新たな生産者負担など、課題があると伺ってきたところでありますが、現下の厳しい農家経済の状況を踏まえつつ、本道の農業が国民の食を支える責任を果たしていくため、これらの課題にどのように対応し、新たな農業施策を推進していくのか、伺います。

次に、道内における空港政策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の分類も5類になり、多くの人たちが制限なく旅行や出張ができるようになるなど、航空需要は急速に増えている一方で、グランドハンドリングや保安検査をはじめとする空港業務は、コロナ禍における採用抑制や離職者の増加などの影響で人材不足が深刻化しているものと考えます。

こうした中、国が先頃発表した空港業務の持続的発展に向けたビジョンの中間取りまとめでは、空港業務は、航空機の運航に不可欠な業務であり、空港機能を維持していく上で極めて重要であること、また、空港業務を持続可能にしていくためには、地方自治体を含む官民の空港関係者が連携して、空港業務を支える担い手を安定的に確保する必要があるとしております。

人材の確保には、まずは、事業者による賃上げなど、処遇の改善が大前提であることは十分承知しておりますが、国は、各空港における生産性の向上や業務の効率化の実現に向けた取組に対する支援等を担うほか、地方自治体にも、空港事業者とのコミュニケーションの強化や、関係部局による連携した取組を求めています。

今回、国が示した自治体の役割について、道としてどのように受け止め、空港業務の持続的な発展に向けて、今後どのように対応していくのか、伺います。

次に、こどもホスピスについてであります。

こどもホスピスは、障がいや重い病気を持つ子どもやその御家族に、病院や自宅以外で心のよりどころを提供する取組であり、病気の子どもや御家族が孤立しないように、自宅と病院の中間的な位置づけとして、その重要性は増しているものと考えます。

国では、小児がん患者が家族や友人などと安心して過ごすことができる環境整備を検討することとしており、経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太の方針では、こどもホスピスの全国的普及に向けた取組を進めることが盛り込まれているところであります。

また、今後、国においては、実態調査により課題の把握を行い、必要な支援の検討を行うと聞いています。

こうした中、他都府県においては、民間団体が主体となり、病気を持つお子さんとその家族が安心して、育ちの場、安らぎの場となる施設を開設しているところでもあり、北海道にも、ぜひこのような施設が必要と考えます。

また、自治体の中には、このような問題に対応する担当窓口を一元化するなど、取組を進める体制整備を始めているところもありますが、道では、今後どのような体制でこの問題に取り組んでいくのか、伺います。

次に、里親制度についてであります。

虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもを含め、全ての子どもの育ちを保障する観点から、平成28年の児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実の親による養育が困難であれば、特別養子縁組や里親による養育を推進することとされ、現在も、法改正の趣旨に基づき、各種取組が進められているところであります。

里親制度は、親の病気や虐待など、様々な事情で家族と離れて暮らす子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい認識を持って養育する制度であり、国においては、「広げよう「里親」の輪」をスローガンに、里親制度に関する様々な情報を発信しております。

北海道においても、児童相談所などが中心となって、制度の周知や里親の新規開拓、支援など

に取り組んでいると承知しておりますが、私自身、道民の方々の里親制度の認知度はまだまだ低いと感じております。

家庭養育優先の理念を広め、社会的養護を必要とする子どもの地域の受皿を確保するためにも、さらに広報、周知を行い、里親制度の正しい理解を促す必要があると考えますが、これまでの道の取組と今後の対応について伺います。

最後に、津波からの避難について伺います。

道では、昨年7月に、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による被害想定において、最大で14万9000人ももの死者数が発生するという推計値を公表いたしました。

一方、本年2月には、海溝型地震の減災計画を公表し、想定される死者数を2031年度までの10年間で8割減少させるという減災目標を掲げ、取組を進めていると承知しております。

減災目標の達成には、津波避難タワーなどの整備や建物の耐震化といったハード対策も重要ですが、多大な時間と費用が伴うものであります。

いつ発生するか分からない巨大地震の備えとして、まず最優先すべきは、地震が起きたらすぐに避難するという早期避難の意識の向上が大切になります。

さきの1定で、我が会派の同僚議員が質問した、津波に巻き込まれた際の津波用ライフジャケットの有効性について、道は、研究成果や他自治体の取組を注視していくとの答弁でありました。これについては、引き続き注視していただくなど、被害の軽減に向けては、こうした多様なソフト対策を講じていくことが必要と考えます。

住民の避難意識が向上すると、早期避難率が高まり、住民の自主的な行動につながり、被害の軽減が図られると考えますが、いざというときに行動するためには、日頃から訓練を実施し、頭だけではなく、体で覚えることが重要であります。

住民参加型の訓練は、例えば、避難時の服装やストーブの処理など、時間帯や季節によっても行動パターンが異なることから、温暖な時期だけではなく、厳冬期にも実施するなど、あらゆる場面を想定した訓練を各地域で主体的に実施できるよう、道としても、多くの住民が参加して実効性が高まるような支援を行う必要があると考えます。

津波による避難訓練について、これまでの道の取組状況と今後の対応について見解を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長稲村久男君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇） 渡邊議員の質問にお答えをいたします。

最初に、森林づくりを担う人材の確保育成についてであります。利用期を迎えた本道の人工林の計画的な伐採と着実な植林を進めていくためには、道内外から幅広く人材を確保し、育成するとともに、安心して働き続けられる環境を整備することが必要であります。

このため、道では、本道の森林、林業の魅力発信に加え、就業体験や高校への出前講座の実施により新規参入を促すとともに、ICTハーベスタなどを活用したスマート林業の推進を通じ

て、作業負担の軽減と労働安全の確保に取り組んでまいります。

また、北森カレッジにおいて、シミュレーターによる高性能林業機械の操作実習といった、独自のカリキュラムをPRするほか、マーケティングなどの知識を習得できるよう、教育内容の一層の充実を図り、広く全国からの入学を呼びかけてまいります。

さらに、林業関係団体と連携し、外国人材の活用に必要な技能検定の試行に取り組むなど、将来にわたって本道の森林づくりを担う人材確保と育成を進めてまいります。

次に、新たな農地施策の推進についてであります。このたびの農地制度の改正により、これまで、道内における農地の権利移動の主流であった市町村での手続が、農地バンクである北海道農業公社を経由した手続に一元化されることから、担い手へのさらなる利用集積が円滑に進められると認識をしております。

このため、道では、新たな制度のメリットが最大限発揮できるよう、希望する市町村への権限移譲により、これまで培われてきた地域主体の仕組みを生かし、手続の迅速化を図るとともに、本定例会において、公社の効率的な業務処理体制の構築を支援するために必要な予算を提案したところであり、今後とも、市町村や公社等と連携しながら、意欲ある担い手への農地の利用集積を一層進め、本道農業の体質の強化につなげてまいります。

次に、空港政策に関し、空港業務の持続的発展についてであります。長引くコロナ禍の影響による人材不足の顕在化など、空港業務を取り巻く環境が大きく変化する中、国のビジョンでは、その持続的な発展に向けて、担い手の安定的な確保が重要であり、官民の関係者が連携して取り組む必要があるとされております。

道としては、空港は、暮らしや経済を支える航空ネットワークの拠点であるとともに、地域振興を実現するためにも重要な役割を担っていることから、その機能を維持するための人材の確保や育成には、事業者はもとより、国、地方自治体の連携が不可欠であると考えております。

こうした考えの下、グランドハンドリングや保安検査といった業務を担う事業者の意見を伺いながら、国や道、北海道エアポートなどで構成するワーキンググループにおいて、就職セミナーやウェブによる採用情報の発信に協力するほか、将来の担い手となる若年層を対象に普及啓発を行うなど、空港業務の持続的発展に向けて取り組んでまいります。

最後に、里親制度に係る道の取組についてであります。様々な事情により家族と離れて暮らす子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する里親制度は、子どもたちの健やかな成長を支える大変重要な施策と認識しております。

このため、道では、令和2年度から、各児童相談所に里親支援専門の児童福祉司を配置し、制度に関する普及啓発や新規里親の開拓に取り組んでいるほか、毎年10月の里親月間には、市町村などとも連携しながら、ポスター、リーフレットの配布や、広報誌、街頭ビジョンの活用など、多様な媒体を通じた周知を行うとともに、北海道里親会連合会と共同で、普及啓発や里親の確保を目的とする里親リクルート事業を行うなど、重点的な取組を行っております。

道としては、引き続き、道民の皆様の里親制度への理解が進むよう、関係機関とも連携をしな

がら効果的な情報発信に努めるとともに、今後は、次代を担う若者の認知度を高めるため、ユーザープランナー制度も活用し、SNS等による若者向けの情報発信の充実を図ってまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 水産林務部長山口修司君。

○水産林務部長山口修司君（登壇）初めに、昆布の生産回復についてであります。昆布は、ホタテガイやアキサケに並ぶ本道を代表する水産物であり、全道の経営体の半数以上が従事する重要な漁業となっております。養殖昆布は、種苗生産から漁獲まで一貫して育成管理するため、その生産は安定しているものの、天然昆布は、近年の海洋環境の変化に伴う漁場の縮小や労働力不足などにより、生産量が減少傾向にあります。

このため、道では、昆布の種苗が着生しやすい石材やブロックの設置による漁場の造成のほか、漁業団体や機械メーカーなどと連携し、昆布の乾燥、裁断、選別といった製造工程を自動化するシステムの開発などに取り組んできたところでございます。

道といたしましては、引き続き、国の事業を活用し、漁場の計画的な整備や漁業者が実施する昆布以外の海藻の除去などの取組を支援するとともに、製品の自動化システムを現場で実証し、その普及を図るほか、新たに昆布の製造工程を大幅に簡素化できる健康食品や化粧品への活用方法を検討するなど、資源の回復と生産性向上の取組を一層推進し、昆布漁業の振興に努めてまいります。

次に、ホタテガイの安定生産に向けた取組についてであります。近年、道内の各地で発生しているホタテガイのへい死は、海水温の上昇やしけによる養殖施設への振動の影響、低気圧等による災害の発生などが要因と考えられており、被害を防ぐには、海洋環境の把握に加え、適切な養殖の育成管理や災害に強い漁場をつくっていくことが重要です。

このため、道では、ホタテガイの安定生産に向け、海水温や餌となるプランクトン量などをモニタリングし、迅速に漁業関係者の方々へ情報提供するほか、稚貝の飼育密度や作業時期を取りまとめた養殖管理マニュアルを作成し、その普及指導に取り組むとともに、オホーツク海の天然漁場では、しけなどの影響が少ない沖合での漁場づくりを進めてきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、本道のホタテガイが安定して生産されるよう、海洋環境の変化に対応した各般の対策を進め、ホタテガイ漁業の振興につなげてまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君（登壇）こどもホスピスについてでございます。命に関わる病気や重い障がいのあるお子様とその御家族が、サポートを受けながら、子どもらしく遊びや学びを体験し、家族と過ごす取組として全国で徐々に開設が進み、道内でも、札幌市内においてプレオープンされていると承知しております。

今後、国では、こどもホスピスの全国的普及に向け、対象となる子どもや取組の状況、障がい

児サービス等との関連を実態調査の上、必要な支援の検討を行うとされているところでございます。

道といたしましても、子ども・子育て支援を所管する保健福祉部子ども政策局が窓口となり、国の動向を注視しつつ、関係団体や当事者の声をお聞きし、庁内関係部局とも連携しながら、病気とともに生きる子どもたちと御家族への支援を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 総務部危機管理監古岡昇君。

○総務部危機管理監古岡昇君（登壇）市町村が行う防災訓練への支援についてでございますが、海溝型地震で想定される津波による被害から命を守るためには、道民の皆様お一人お一人に防災意識をより一層高めていただく必要があります、自治体単位のみならず、例えば、町内会単位で行われる住民参加型の訓練は大変重要であると認識をしております。

このため、道では、これまで、災害対応の経験や専門的知識を有する国の地域防災マネジャーの資格を持った退職自衛官を採用し、防災訓練の企画から実施まで、道内の市町村の要望に応じたきめ細かな支援を行っているところでございます。

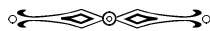
今年度におきましては、海溝型地震の被害想定などを踏まえ、市町村や公的機関、災害協定を締結した民間企業の方々とともに、住民参加による津波からの避難訓練などを内容とした北海道防災総合訓練を本年10月に日高管内で、また、冬期の12月に十勝管内で実施する方向で、地元自治体や関係団体などと協議を進めているところでございます。

道といたしましては、今後とも、市町村や防災関係機関と連携をし、実践的な防災訓練を積み重ねるとともに、市町村が行う様々な事態を想定した防災訓練の支援に積極的に取り組んでまいります。

○副議長稲村久男君 渡邊靖司君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩



午後2時53分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

清水拓也君。

○54番清水拓也君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、質問いたします。

初めに、医療的ケア児に対する支援についてであります。

難病や障がいで、たんの吸引や人工呼吸器など、医療的なケアが日常的に必要な子どもたちは、その子に合った支援が必要であり、また、広大な本道において、病気や障がいを抱え、日常的にケアが必要なお子さんや、御家族を支援するためには、道内のどの地域に住んでいてもしつ

かりとした相談支援体制が確保されていることが重要だと考えます。

私は、昨年の第1回定例会の一般質問でこの問題について質問をし、知事は、新たに設置する医療的ケア児等支援センターによる支援と、市町村に対してコーディネーターの積極的な配置を働きかけるなどして、地域における相談体制の一層の充実に努めると答弁をされました。

支援センターにおけるこれまでの対応状況やコーディネーターの養成状況、空白地域の解消状況はどのようになっているのか、お聞きいたします。

また、医療的ケアが必要なお子さんや御家族に対し、今後どのように支援を進めていくのか、併せて伺います。

次に、海溝型地震の緊急事業計画などについて伺います。

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の発生により、道内太平洋沿岸において、道の試算では、最大で14万9000人に上る犠牲者の発生が想定されており、関係自治体では、津波避難タワーや避難路などの整備が急務であります。

しかし、その整備には多額の財政負担を強いることから、今回、道が打ち出した独自の財政支援策は、地元から歓迎するとの声も上がっており、今後さらに避難施設などの整備が進むことを期待します。

一方で、国や道の支援を受けるためには、具体的な施設整備に関する緊急事業計画の策定が必要となり、その計画の策定が急がれますが、関係自治体からは、計画の作成作業の進め方や対象となる避難施設の範囲が分からないなど、計画策定に当たっての課題があるという声を聞きます。

こうした関係自治体が抱える課題に対し、適切に対応していくことが緊急事業計画の早期策定につながっていくものと考えますが、道はどのように支援をしていくのか、伺います。

次に、防災意識の向上について伺います。

先月16日に閣議決定された今年の防災白書において、2011年の東日本大震災で高まった防災意識が低下傾向にあるとの報道がなされました。これは、内閣府が2017年と2022年に実施した防災に関する世論調査において、同じ内容の質問項目を比較したところ、軒並み割合が低下していたとのことです。

例えば、大地震の備えとして、家具などの固定を行っていると答えた人の割合が、2017年の40.6%に対し、2022年では35.9%、食料や水の備蓄を行っていると答えた人の割合が45.7%から40.8%にそれぞれ下がった一方で、準備をしていないと答えた人の割合が10.4%から13.9%へと増えております。

あくまでも全国を対象とした抽出調査であり、北海道に当てはまるかは一概には言えませんが、海溝型巨大地震の発生が切迫していると言われていたことから、これまで以上に、平時からの災害への備えや心構えを持つことが被害を軽減するために重要と考えます。

道として、住民の防災意識の向上に向け、今後どのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

次に、宇宙ビジネスの促進について伺います。

私の地元・大樹町では、昨年9月にロケットの発射基地である北海道スペースポートの着工式を行い、いよいよ地元の悲願であった宇宙港の整備が始まりました。

この宇宙港を利用するインターステラテクノロジズは、新型ロケット「ZERO」の来年度中の打ち上げを目指し、開発を進めておりますが、文科省がこの夏にも宇宙関連スタートアップ支援に乗り出すとの報道もあり、宇宙ビジネスの進展が期待されます。

また、ロケットエンジン開発を行う北大発の企業が、昨年度の内閣府主催の宇宙ビジネスアイデアコンテストで最優秀賞を受賞したほか、十勝の企業が、衛星データを活用した農作物の作付情報サービスを拡大するなど、宇宙機器開発と宇宙利用の両分野で道内の宇宙関連企業が躍進をしております。

世界の宇宙ビジネス市場規模は、2016年に3500億ドルだったものが、今から僅か17年後の2040年には約3倍の1兆ドルへと成長するとされ、今後数年間、宇宙関連企業の誘致や創業支援、その上で産業の集積と、ある意味、勝負の時を迎えていると考えます。

実際に、先ほど申し上げましたI S T社は2013年に創業されましたが、当時、4人でスタートした同社は、10年後の今、130名の職員を擁する企業となり、この産業業種の成長の速度感、競争の激しさ、目まぐるしい速さで変化するニーズ、そういったものが想像されます。

国内では各県で宇宙ビジネスを取り込む取組が進められており、北海道の取組は、各県と比較すると、予算面、事業面などで迫力が欠けていると思いますし、また、競争が激しいこの分野で後れを取らないかと気がかりでもあります。

道内の宇宙関連ビジネスのさらなる進展に向け、今後どのように取り組む考えか、伺います。

次に、中小企業支援策についてです。

新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業者向け無利子融資制度、いわゆるゼロゼロ融資が、令和2年5月にスタートしてから3年が経過しました。

この融資の無利子期間は3年間であり、融資先によっては既に利払いが始まっているほか、元金についても、昨年度までに全体のおよそ6割、今年度に3割、合わせて9割に及ぶ事業者の返済が開始されました。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、ようやく客足の戻りつつある観光業やサービス業の方々にとっては、エネルギーや原材料価格の高騰の影響を受け、業績が戻らない、利益が出ない状況にあり、ゼロゼロ融資の返済に事業者の皆様が大きな不安を募らせているという実態にあります。

道は、このような、ゼロゼロ融資など、借入金の返済に不安を抱える道内の中小・小規模事業者に対し、どのように支援していく考えか、伺います。

次に、障がい者スポーツの振興について伺います。

北海道スポーツ推進条例の中では、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツに参加することができるよう、その第10条に、障がい者スポーツの推進が規定されております。

令和3年夏に開催された東京パラリンピックでは、ボッチャをはじめ、多くの競技が注目され、パラスポーツへの関心が高まりました。

また、再来年には、聾者のオリンピックであるデフリンピックが、日本で初めて、東京都で開催されることが決まりました。

前回のブラジル大会では、4名のどさんこ選手が出場し、帯広市出身の選手がバドミントンで銀メダルを獲得するなど、活躍が見られましたし、この6月まで北海道ろうあ連盟の理事長を務められた山根理事長は、現在、その職を辞し、デフリンピック東京大会の責任者として東京の地において活動されております。

身近に感じる事が多くなったこの障がい者スポーツですが、道内の現状、実態を見ると、様々な課題があると思います。

特に、スポーツ用車椅子、義足、つえなどの用具の使用については、床が傷ついてしまい、他の利用者のけがにつながるなどとして、体育館の利用を断られるケースも多いと聞いており、障がい者スポーツが行いやすい環境とは決して言えない状況にあります。

障がい者が自主的かつ積極的にスポーツに参加することができるよう、施設整備やバリアフリー化を進めることは、本道の障がい者スポーツにとって非常に重要と考えます。

障がい者スポーツの環境整備に向け、道としてどのように取り組むか、伺います。

次に、私学の振興について伺います。

本道における私立学校の耐震化は、道内の公立学校と比べて遅れが見られ、また、全国の私立学校と比較して下回っている状況であり、早急に耐震化を進める必要があると考えます。

昨年年第3回定例会において、我が会派の同僚議員の檜垣議員が、私立学校の耐震化を促進するための今後の取組について伺ったところ、他都府県の取組も参考にしながら、効果的な取組の検討を進めるといった答弁がありました。

道が今回提案した補正案には、私立学校施設の耐震化支援として事業費予算が計上されておりますが、将来を担う子どもたちが安全な環境で安心して学校生活を送るためにも、耐震化を進めることが急務であります。

道は、私立学校の耐震化に関する効果的な取組を今後どのように進めようとしているのか、見解を伺います。

次に、私立学校に対する支援の充実についてですが、道内の中学校卒業生数は、2000年には6万7000名以上おりましたが、急激な少子化により、2030年には半数程度の3万6000名余りと推計されております。

また、エネルギーや原材料等の価格高騰が長引く状況もあり、私立学校を取り巻く経営環境は極めて厳しいものがあります。

私立学校が、これまで以上に自主性や多様性、柔軟性を発揮し、公教育における社会的役割を果たしていくためには、私学経営の安定が何より重要であります。

道においては、今回、私立学校の負担を軽減すべく、管理運営費補助金の単価に関し、見直し

を行ったわけですが、教育条件の維持向上、経済的負担の軽減、そして、私学経営の健全性の確保を図るためにも、私立学校への支援を充実させていく必要があると考えますが、道として今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、財政運営についてであります。

本定例会に提案されている補正予算は2776億円と、骨格年の肉づけ予算の規模としては過去最大となりました。これは、100億円規模のゼロカーボン北海道推進基金の創設をはじめとする新たな政策を盛り込んだ結果であります。一方で、財政運営における財源対策としては、160億円を財政調整基金から取り崩すこととしており、その結果、令和5年度末の基金残高見込みは268億円になるとのことです。

海外に目を向けてみますと、先日、アメリカでは、中央銀行に当たるFRB——連邦準備制度理事会が、金融政策を決める会合を開き、昨年3月から利上げしてきた政策金利を据え置くことといたしました。

その一方で、年内にさらなる利上げを行う可能性を示し、報道によると、ニューヨーク株式市場では、さらなる利上げによる景気減速への懸念から、ダウ平均株価は、一時、400ドルを超える値下がりになったとのことです。

また、国内では、6月16日に閣議決定された骨太方針において、当面の経済財政運営について、我が国経済は緩やかに回復している一方、世界的な物価高騰、各国金融引締めによる海外景気の下振れリスクなど、我が国経済に与える影響に十分注意する必要があるとしています。

そのような中、道内においては、6月23日に、脱炭素化社会の実現に向けたGX——グリーントランスフォーメーション投資を呼び込むための枠組みとして、チーム札幌・北海道が設立されました。最大40兆円程度の資金調達を目指し、官民の資金を併用するブレンデッド・ファイナンスを活用することで、投資の貢献度を最大限レバレッジすることが期待されます。

こうした社会情勢を踏まえ、道財政においても、経済事情の著しい変動による大幅な歳入の減少への対応はもとより、ゼロカーボン北海道の実現といった政策上の必要な経費にも対応するための財源確保が急務であると考えます。

令和3年第1回定例会でもお聞きしましたが、環境改善効果をもたらすことを目的としたプロジェクトに要する資金を調達するために発行される債券であるグリーンボンドの道債としての発行について、取組状況を伺います。

また、財政調整基金の確保は財政運営にとって大変重要な取組であると考えますが、併せて見解を伺います。

最後に、遠隔授業の充実について伺います。

広域分散型の北海道では、今後の人口減少に伴い、教員の確保がますます困難になる地域が生じることが想定されます。

また、一部の教科では、既に教員の配置が難しく、免許外の教員がその教科の指導を行っている状況もあると聞きます。

加えて、昨日の鶴羽議員の質疑にもございましたが、教員不足の改善は待ったなしとのことであり、教員確保策に全力で取り組むとの教育長答弁もありました。

ここ数年のコロナ禍にあって、学校現場ではデジタル化が加速度的に進められ、道教委では、T－b a s eにより遠隔配信授業を実施し、地域連携校などの教育課程の充実を図っていますが、教員不足対策の観点も加え、こうした取組をさらに拡大し、小規模校化が進んだ学校においても教育環境が充実するよう努めるべき、このように考えますが、教育長の見解を伺います。

以上、終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）清水拓也議員の質問にお答えいたします。

最初に、海溝型地震に関し、まず、緊急事業計画の策定に向けた支援についてであります。発生が切迫しているとされる海溝型地震による被害を軽減するためには、津波避難タワー等の整備が重要であり、道といたしましても、その整備促進を図るため、国の支援に加え、独自の財政支援を講じることとし、今定例会に関係予算を提案させていただいているところであります。

こうしたハード整備に当たっては、緊急事業計画の策定が不可欠であることから、道と北海道開発局などが連携し、市町の規模や技術力によって計画の熟度や策定期限に大きな違いが生じないように、開発建設部が置かれている釧路、帯広、室蘭、函館の四つの地域に、関係する振興局と特別強化地域に指定された市町を加えた推進会議を設置し、地域が抱える課題の整理や得られた知見の情報共有などに取り組んでいるところであります。

これらに加え、道では、今般、総務部に新たに海溝型地震対策室を設置し、体制強化を図ったところであり、今後、関係市町を個別に訪問し、各市町が抱える課題のより具体的な把握やその解決に向け、きめ細かな支援を行うなどして、緊急事業計画が円滑に策定されるよう取り組んでまいります。

次に、防災意識の向上についてであります。地震や津波をはじめ、あらゆる自然災害から身を守るためには、道民の皆様お一人お一人が正しい知識に基づき、迅速かつ的確な避難や状況に応じた適切な行動を取っていただくことはもとより、日頃からの備えが必要であることから、訓練や防災教育は極めて重要であると認識をしているところであります。

このため、道では、これまで、厳冬期の避難所運営訓練の実施や避難所運営ゲームの普及など、実践的で参加しやすい本道独自の訓練や防災教育に取り組んできており、今年度は、こうした取組に加え、新たに、津波被害を想定した動画や子ども・外国人向けのリーフレットを作成、配付するほか、特別強化地域を含む6振興局管内の自治体職員などに対し、研修を実施することとしております。

道といたしましては、今後とも、市町村や地域の防災リーダー、防災関係機関との緊密な連携協力の下、住民参加による実践的な防災訓練の実施や、防災教育の充実を通じて、道民の皆様の防災意識の向上に努めてまいります。

次に、宇宙ビジネスの促進についてであります。道内では、大樹町で北海道スペースポート

の整備が進む中、小型衛星に使われる宇宙機器の開発、製造や、衛星データの利活用による農業や漁業分野での支援サービスなど、宇宙スタートアップの事業が様々な分野で進展しているところでもあります。

こうした動きをさらに加速させるためには、ビジネス機会の拡大のほか、宇宙産業を担う人材育成・確保が重要であります。

このため、道としては、市町村や関係団体と連携した企業間のマッチングやアドバイザーの助言による事業化支援、首都圏での宇宙関連の展示会への出展に加え、今年度、新たに、理工系学生などを対象とした宇宙関連企業の説明会や就業体験会を開催し、企業の人材確保を支援することとしており、宇宙関連産業の道内への集積による本道経済の活性化に向け取り組んでまいります。

次に、中小・小規模事業者の方々への支援についてであります。エネルギーや原材料などの物価高騰の影響が長期化するとともに、ゼロゼロ融資の返済が本格化するなど、中小・小規模事業者の皆様を取り巻く経営環境が一層厳しくなることが懸念される中、資金繰りへの支援は重要な課題であると認識をしております。

このため、道では、関係機関と連携し、事業者の皆様の経営や資金繰りの状況を把握しながら、ゼロゼロ融資など借入金の返済負担を軽減するため、低利な借換え融資の利用を促進するとともに、金融機関に対しては、融資先へのモニタリングの強化や返済条件の変更に対する柔軟な対応について、繰り返し要請を行っております。

道としては、今後、事業者の皆様の資金動向などについて、地域に出向き、金融機関などと意見交換を行うほか、引き続き、伴走型の経営相談や専門家派遣などによる事業者の経営体質強化に取り組み、厳しい経営環境に置かれている中小・小規模事業者の方々に寄り添った支援に努めてまいります。

次に、障がい者スポーツについてであります。道では、これまで、障がい者スポーツの理解促進と支援の輪の拡大を目的に、障がい者スポーツを種目とした運動会の開催や障がい者スポーツ団体が行う活動への支援など、実施環境の充実に取り組んできたところでもあります。

一方、道内の市町村が所管するスポーツ施設においては、障がい者スポーツを受け入れた実績がない施設が多数あるものと承知しております。

道としては、地域において積極的な受入れが進むよう、東京都がパラリンピック開催を契機に作成した、障がいのある方々の受入れ対応事例を紹介する施設利用促進マニュアルや、他県の先進事例などの取組を周知するなど、施設管理者の理解促進を図り、障がい者の皆様がスポーツに親しむことができる環境の拡大に取り組んでまいります。

最後に、私学の振興に関し、私立学校の耐震化についてであります。学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であり、本道の未来を担う子どもたちの安全を確保するためには、私立学校の耐震化は重要であると認識をしています。

道では、これまで、私立学校の耐震化を促進するため、国費も活用しながら、耐震診断や耐震

補強に対する補助制度を設け、各学校に対し、その積極的な活用を働きかけてまいりましたほか、他都府県の取組状況や私学団体からの要望等を踏まえ、新たに、耐震改築工事についても支援の対象とし、このたびの補正予算において所要の措置を講じることとしたところであります。

道としては、引き続き、学校法人に対し、道の補助制度や私学団体による融資制度の活用を促すとともに、一層の財政支援の充実について国に要望するなど、子どもたちが安心して学べる環境の確保に努めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君（登壇）医療的ケア児に対する支援についてでございますが、北海道医療的ケア児等支援センターでは、設置からの1年間で、医療的ケアを必要とするお子さんの保護者のほか、地域の行政機関や医療機関及び事業所から、合わせて400件を超える相談に対応してきたところです。

また、オンラインを活用したコーディネーター養成研修を実施し、新たに令和4年度に64名を登録するなど、空白地域は着実に減っておりますが、いまだ26市町村で未設置の状況となっております。

道といたしましては、今後も、医療的ケア児に関する状況調査や、御家族から直接お話を伺うなどして、心身の状況や必要なサービスを把握し、センターでの相談実施に生かすほか、コーディネーター未配置の市町村へのさらなる働きかけを行うとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関との情報共有や連携した支援を進め、道内のどの地域で暮らしても、医療的ケアが必要な子どもたちとその御家族を切れ目なく支える体制の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君。

○総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君（登壇）まず、私立学校に対する支援についてであります。私立学校は、公教育の一翼を担い、建学の精神と独自の教育理念に根差した特色ある教育を展開し、本道の未来を担う個性豊かで多様な人材の育成に重要な役割を果たしております。

このため、道では、これまでも、学校経営の健全性を高め、教育の振興を図ることができるよう、修学支援制度の充実はもとより、価格高騰の影響を受けている電気料金や給食原材料費への支援を行ってきたほか、今年度、高校の管理運営費補助金における単価設定の見直しを行うこととし、このたびの補正予算において所要の措置を講じてきているところでございます。

少子化の急速な進行や価格高騰の影響の長期化など、私立学校を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、道といたしましては、私立学校の健全な運営と時代に即した教育環境の整備が図られるよう、一層の財政支援について、引き続き、国に要望するなど、私学助成の充実にも努めてまいります。

次に、財政運営についてであります。環境改善効果のある投資事業への資金を調達するためのグリーンボンドの発行に当たりましては、地方債市場における需要の高まりを踏まえ、国が共同発行の仕組みを今年度から新たに設定したところであり、道としても、外部評価に係る負担の軽減や低金利での発行実績を考慮し、グリーンボンドを共同発行するため、国や関係機関と調整を行ってまいります。

また、財政調整基金は、経済事情の変動等による大幅な歳入減などへの備えや、中長期的な視野に立った財政運営を行うためにも、その確保は大変重要なことから、将来的にはおおむね500億円程度の確保を目指すこととしておりますが、このたびの補正予算においては、ゼロカーボン北海道推進基金積立金の財源のほか、追加の収支対策として、合わせて160億円を取り崩すこととした結果、令和5年度末の基金残高は268億円となる見込みでございます。

道といたしましては、引き続き、歳入歳出予算全体について徹底した精査を行うことはもとより、歳入確保や効率的な予算の執行などにより財源を捻出しながら、基金残高の確保に最大限努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）清水拓也議員の御質問にお答えをいたします。

遠隔授業の充実についてであります。公立高校の全日制普通科において1学年1学級である高校は本年度43校であり、この場合、教職員定数の標準法では教諭の配置が8名となることから、当該校においては複数免許を所有する教員の配置などで対応している状況でございます。

こうした中、道教委では、道内のどの地域においても多様で質の高い教育環境を提供することを目的として開設いたしました北海道高等学校遠隔授業配信センター——T—b—a—s—eにおいて、地域連携校及び離島の道立高校に対し、設置が難しい教科、科目や、生徒の進学希望等に対応する授業を配信するなどして、教育課程の充実を図っているところです。

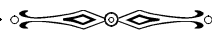
現状では、T—b—a—s—eにおける教員の配置数や法令上の受講者数の上限などにより、配信授業数の拡大は難しいところではありますが、広域分散型の本道におきましては、遠隔授業に一定のニーズがあることから、夏期進学講習を拡充するとともに、道立学校間連携による遠隔授業の取組の検討を進めるなど、引き続き、小規模校における教育の質の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 清水拓也君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後3時28分休憩



午後3時30分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

丸山はるみ君。

○25番丸山はるみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党の丸山はるみです。

通告に従い、質問をいたします。

初めに、知事の政治姿勢に関し、まず、道政執行方針と補正予算編成についてです。

暮らしを守る対策に関し、まず、女性の人口流出対策について、総務省統計によると、本道では、道外からの転入超過の男性に比べ、女性は道外への転出超過であり、その差は8.3倍と全国で最も大きい状況です。

北海道で働き、子育てできないと思われれば、さらなる人口流出は避けられません。

現状と要因を知事はどう認識し、今般の補正予算にどう反映させたのか、伺います。

次に、子ども政策についてです。

暮らしを守る、子育て応援と豪語する知事は、こどもファスト・トラックと銘打ちましたが、これは、非予算事業にとどまり、子ども政策の抜本的拡充は手つかずの状況です。

いつまでも国任せにせず、子ども医療費無料化や道独自の奨学金創設など、求められている施策に踏み出し、子どもを産み育てられる北海道へ転換すべきではありませんか、見解を伺います。

次に、半導体関連産業振興等についてです。

暮らしを守る予算が脆弱な一方で、次世代半導体関連産業の振興には前のめりです。

ラピダス千歳進出をめぐって、詳細な事業内容や環境への影響と対策など、現時点でも明らかでないものが多い状況です。2ナノメートルの次世代半導体の量産は、全く不透明な状況です。

知事は、成功する見通しをどのような根拠に基づき判断して早々に支援を決断したのか、根拠を明らかにしていただきたい、お答えください。

ラピダスが建設する工場の水の量も、確保策も、工場排水に含まれる物質の詳細も明らかになっていません。半導体製造に関わりのあるPFAS等は、現行規制でカバーできない現状であり、新たな規制基準を設けるべきと考えます。

道としてどのように監視し、環境保全に取り組むのか、伺います。

次に、ゼロカーボン北海道推進基金についてです。

100億円規模のゼロカーボン北海道推進基金を創設し、財政調整基金から約25億円を取り崩そうとしています。財政調整基金から別の基金への積立てなど、前代未聞です。なぜ今回そのようなことをしたのか、伺います。

今年度の事業執行見込みは約19億円であり、財調からの積立額よりも少ない状況です。なぜ100億円の積立てが今年度必要なのでしょう。

具体的使途が不明な100億円を一気に積み立てるのではなく、具体的使途が決まっている事業の分を、毎年度、基金に積み立てる手法のほうがよいと考えますが、なぜそのようにしなかったのでしょうか。

100億円は規模ありきではありませんか、お答えください。

企業局は、基金の7割に当たる約70億円を拠出するとしていますが、なぜ7割もの金額を企業局の拠出に求めたのか、知事に伺います。

また、知事部局から、金額の必要性と事業内容、拠出期間についてどう説明され、どう判断して拠出決定したのか、公営企業管理者に伺います。

基金財源の7割を企業局に依存することは、電気事業の設備更新や再エネ拡大の取組にとってもブレーキとなりかねません。

企業局からの拠出金に依存するこれまでと同様の在り方を見直す必要はないのでしょうか、知事及び公営企業管理者の見解を伺います。

次に、マイナンバー制度とデジタル化施策等についてです。

マイナンバー制度をめぐるトラブルを受けて、国が総点検を指示しましたが、デジタル庁は、全てのデータは洗えないとするなど、総点検に値しないありさまです。

自治体職員に対応が丸投げされ、穴だらけの総点検で安全は守られるとお考えでしょうか。普及拡大を推し進めてきた知事は自身の責任を認識しているのか、お答えください。

また、紙の保険証は継続させ、運用の停止を国に求めるべきではありませんか、お答えください。

さらに、マイナンバーカードを持たない人が不利益を受けないデジタル化の仕組みを知事はどう構築するのか、伺います。

次に、原発・エネルギー政策についてです。

本道における再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限発揮するためには、洋上風力のみならず、発電した地域で地産地消するエネルギー自給を高める仕組みが有効と考えますが、取組をどう進めるのでしょうか。

泊原発の維持管理等に該当する原子力発電費は、2022年度までの11年間で7292億円が投入されています。非効率な原発から撤退することで、電力料金の引下げにつながり、再エネに人材や財源を振り向けられるのではありませんか、お答えください。

再生可能エネルギー発電設備等の規制について、小樽市と余市町で進められていた大型風力発電計画は、自然破壊と土砂災害の危険性などが否定できないと市民が反対の声を上げた結果、小樽市長がこの風力発電計画に反対意見を表明しました。

鈴木知事は、6月16日の記者会見で、計画は地域の理解が得られていないと述べ、事業者には地元理解により一層努める必要があると強調しました。

記者会見の時点で、地域住民の理解がさらに進めば、この事業は実施できると知事は考えていたのでしょうか。また、その後、事業者が計画を中止しましたが、併せて、このことについて、知事の受け止めを伺います。

地域脱炭素化促進事業制度は、現行のアセス法の一部手続を不要とするなど、懸念すべき点があります。

道として、再生可能エネルギー発電設備等の建設に対し、道民生活や地域住民に寄り添う立場で立地等の規制条例を制定するべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、地方交通についてです。

北海道新幹線工事の影響で、パセオと高架下店舗が閉店し、エスタも今年8月末をもって閉店となります。

JRは、決算報告で閉店の影響は約6億円の減収としていますが、閉店による減収額及び再オープンまでの間の減収の積算は幾らとなりますか。JRはどう補填しようとしているのですか。5年で1718億円にも上る国の支援金が減収補填に充当されることはないのか、お答えください。

JR北海道は、再開発と新幹線工事を最優先にし、一方で、路線や駅の削減など、利便性を後退させています。知事自ら路線維持を言明し、地方切捨ての路線廃止や減便など、道民負担を押しつけることのないよう、JRに求めるべきではありませんか、お答えください。

最後に、公安問題に関し、選挙演説中におけるやじへの対応等についてです。

いわゆるやじ排除訴訟において、札幌高裁は、原告女性が表現の自由を侵害されたと認めました。道警察の行為が表現の自由などの侵害と、1審に続き断じられたことは大変重いものです。

原告女性に対する判決をどう受け止めたのでしょうか、知事、公安委員長及び警察本部長に伺います。

知事及び公安委員長は、上告を含めた今後の対応検討に当たり、女性への行為が違法とされた高裁判決文は、自ら手に取り、読まれたのか、伺います。

知事は、女性への行為が違法とされた高裁判決について、知事部局及び道警察からどのように説明され、意見を述べたのでしょうか。被告である知事は、高裁判決を重く受け止め、上告を断念すべきと考えますが、どのように判断するのでしょうか、お答えください。

6月28日の公安委員会では、原告女性に対する判決がどのように議論され、道警察に対して意見を述べたのか、公安委員長に伺います。

札幌高裁は、原告女性に対して行った道警察の行為が、不当な心理的圧迫を与え、移動、行動の自由を制限したと断じました。

今後、道警察による違法な介入を繰り返さないための対策を講じるべきですが、警察本部長の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）丸山議員の質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、ラピダス社への支援についてであります。次世代半導体は、量子、AIなどを含む様々な分野でイノベーションをもたらす、我が国のカーボンニュートラル、さらには、経済安全保障の鍵となる極めて重要な中核技術であり、その設計と基盤技術を確立することが国の2022年の骨太の方針に位置づけられたものと承知しております。

私といたしましては、ラピダス社の壮大なチャレンジに共感を覚え、世界最先端・最高水準の

半導体を北海道から世界に届け、本道全体の経済活性化と持続的発展につなげるため、このプロジェクトの実現に向け、共に挑戦していくパートナーとして支援を行うこととし、本年3月8日に北海道次世代半導体産業立地推進本部を立ち上げ、必要な支援について、全庁一丸となり、スピード感を持って取り組むよう指示したものであります。

次に、ゼロカーボン北海道推進基金の必要性についてであります。道では、さきの定例会で改正したゼロカーボン北海道推進条例に基づき、2050年のゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を推進するために必要な財政措置として、再エネ導入の加速化や省エネ推進に資する事業に要する経費の財源に活用するための基金を設置することといたしました。

また、中長期的な視点で持続的に施策展開を図る観点から、一定規模かつ多様な財源を確保するとともに、民間企業からの寄附金を呼び込んでいく契機になることも期待し、100億円規模としたところでございます。

次に、基金についてであります。ゼロカーボン北海道の実現を図るためには、企業局も含めた道自らが再エネを導入することはもとより、地域の各主体がそれぞれ取組を進めていくことが必要であります。

このため、道では、市町村や事業者の方々が行う新エネ設備導入などへの支援を行っていくことが重要であるとの考えから、今般、企業局からの繰出金を効果的に活用し、100億円規模の基金を設置することとしたところであります。

次に、マイナンバーカードについてであります。マイナンバーカードは、行政手続のオンライン化など、今後のデジタル社会を構築していくための基盤となるツールであると認識しております。

こうした中、マイナンバーと各種制度の個別情報のひもづけに誤りがある事案が全国で相次いで発生をしたことを受け、国においては、マイナンバー情報総点検本部を設置し、自治体や健康保険組合といったひもづけ実施機関に対し、情報のひもづけが正確に行われているか、総点検を実施するとしているところであります。

道としては、これまで、全国知事会と連携し、ひもづけ誤り防止の仕組みづくりなどの再発防止策を求めてきており、今回の総点検を通じて国民の皆様の不安が払拭されるよう、国において丁寧な対応を行っていただきたいと考えております。

次に、道警察に係る訴訟についてであります。本件については、警察官の職務執行を管理し、事実関係を把握している道警察において、第1審から一貫して方針を判断し、対応してきたものであり、現在、今後の対応について道警察において検討しているものと承知をしております。

最後に、道警察に係る訴訟への対応についてであります。このたびの判決については、担当部局から判決文などの報告を受け、その内容については把握をしております。

本件については、国家賠償法上、訴訟の当事者が北海道となるものであります。警察官の職務執行を管理し、事実関係を把握している道警察において、第1審から一貫して方針を判断し、

対応してきたものであり、今後の対応についても道警察において検討すべきものであると考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部地域振興監菅原裕之君。

○総合政策部地域振興監菅原裕之君（登壇）女性の道外への転出超過などについてでございますが、直近の本道の転出入の状況といたしましては、男女ともに20代の道外への転出が多く、就職等を契機とした東京圏への転出が主な要因として考えられるところでございます。

男性におきましては、30代以降で転入が転出を上回るなど、転入超過となっている一方で、女性は、道外からの転入割合が低いことから転出超過となっている状況であります。

また、令和4年につきましては、女性の転出超過数は全国の中でも多い状況にあり、こうした状況は、産業の担い手不足や地域活力の低下に加え、人口減少をさらに加速させるおそれがある大きな社会問題と認識しております。

このため、道では、女性が働きやすい環境づくりや、能力を十分発揮し、安心して働くことができる雇用の実現に向けて、市町村と連携し、取り組んできたところであり、今後、より一層の女性が活躍できる社会の推進に向け、保育体制の確保や特定不妊治療費に要する経費への助成、若年層、子育て世代に向けた移住促進などについて、今般の補正予算に計上したところでございます。

以上でございます。

○議長富原亮君 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君（登壇）道政執行方針と補正予算編成に関し、子育て支援についてでございますが、子育て世代の皆様が、仕事と子育ての負担感や経済的な不安などにより将来展望が描けていないといったことから、経済的な負担の軽減を図ることは大変重要であると認識しており、道では、これまで、独自の取組として、乳幼児医療費の助成や多子世帯の保育料の無償化、さらには、教育分野においても、高校生を対象とした奨学金や入学資金の貸付制度などに取り組んできているところです。

こうした中、全庁を挙げて子ども政策に対応するため、新たに知事をトップとする会議を立ち上げたところであり、地域のニーズに即した子育て支援を充実することができるよう、創意工夫を凝らし、独自の取組を進める市町村をはじめ、関係団体とも十分な意見交換や連携を図りながら、未就園児を含めた保育体制の確保など、希望する方々が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 環境生活部長加納孝之君。

○環境生活部長加納孝之君（登壇）半導体関連産業振興等に関し、環境保全についてでございますが、本年5月22日に開催されましたプロジェクトの説明会におきましては、有機フッ素化合物

の総称でありますP F A Sに関し、人の健康へ影響を及ぼす可能性が指摘されておりますP F O SとP F O Aの二つの物質につきましては、既に半導体の製造材料からは全廃されており、工場に持ち込むことはないなどの説明があったところであります。

国の資料ではP F A Sについて国際的に統一された定義はありませんが、O E C Dの報告におきまして約4700物質が特定され、各国、各機関において、これらの物質に関する管理の在り方が議論されてきているとされておりまして、現在、我が国におきましても、専門家会議を設置し、国内外の最新の科学的知見などの収集、評価を行い、総合的な対応の検討などが行われているところであります。

道といたしましては、その動きを注視いたしますとともに、各種環境関係法令等に基づく指導等を通じ、環境保全対策が適切に実施されるよう対応してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君。

○総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君（登壇）財政調整基金についてであります。当該基金は、予期しない歳出の増加や大幅な歳入減への備えはもとより、中長期的な視野に立った財政運営の観点から、年度間の財源調整による収支不足額の解消と政策推進に必要な財源の確保を図るため、これまで、その確保に努めてきたところであります。

このたび、新たに設置するゼロカーボン北海道推進基金については、中長期的な視点で継続的に施策を展開していく観点から、一定の規模を確保することとしたところであり、企業局からの繰出金や民間企業からの寄附金のほか、財政調整基金を活用した一般財源により所要の財源を措置したものでございます。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部ゼロカーボン推進監今井太志君。

○経済部ゼロカーボン推進監今井太志君（登壇）まず、ゼロカーボン北海道推進基金についてでございます。道では、新たに基金を設置し、中長期的な視点で地域の脱炭素化を促進する取組などへの支援を行うこととしており、その財源のうち、企業局として繰り出しが可能としている70億円について、F I T制度による利益を全道的に生かしていく観点から、企業局が再生可能エネルギー等の利用の推進を図ることを目的に利益剰余金を積立てしている再生可能エネルギー等利用推進積立金の拠出を求めたところでございます。

次に、再生可能エネルギーに関し、仮称・北海道小樽余市風力発電所についてでございます。環境影響評価法に基づく手続において、関係する市や町に、道が環境保全の見地から意見を求めましたところ、小樽市からは、再生可能エネルギーを推進する立場とした上で、本事業については、環境破壊や土砂災害への強い懸念に加え、景観上の影響などを踏まえると、市民の総意として、事業計画を是認することはできないとの回答がございました。

また、事業者からは、事業計画の再検証の結果、投資基準に合致せず、本事業の実施は困難であるとして、道に対して環境影響評価法に基づく事業廃止等通知書が提出されました。

道といたしましては、再エネの導入に関し、地域の理解を得て、環境に十分配慮しながら事業を進めることが重要との考えの下、国内随一のポテンシャルを最大限活用し、我が国全体の脱炭素に貢献するとともに、道内において主要なエネルギー源の一つとなるよう取り組んでまいります。

次に、再生可能エネルギーの導入についてでございますが、道では、再エネ事業が、地域の自然環境や産業、景観との調和を図り、適切に実施されるよう、事業者に対して、法令や条例による環境アセスメントに加え、国のガイドラインに基づき、環境保全や地域とのコミュニケーションを求めますとともに、北海道景観条例では、一定の規模を超える工作物に届出を義務づけております。

また、現在、北海道環境審議会において、地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が環境に配慮しながら再エネを積極的に導入するための促進区域を設定できるよう、道の基準について御審議いただいているところでございます。

道といたしましては、地域の皆様の理解や環境に十分配慮しながら、再エネの導入に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 保健福祉部長道場満君。

○保健福祉部長道場満君（登壇）マイナンバーカードの保険証利用についてでございますが、健康保険証とマイナンバーカードの一体化につきましては、これまでの受診・服薬情報を医師等と共有することにより、よりよい医療を受けることができるものと承知しております。

一方で、マイナンバーカードと関連情報のひもづけ誤り等の事案が全国的に発生しており、一連の出来事を踏まえ、再発防止の仕組みづくりや国民の不安解消などに国として適切に対応すべきものと考えております。

道といたしましては、全国知事会とも連携し、国の責任において情報セキュリティー対策を徹底するとともに、マイナンバーカードを持たない場合でも安心して必要な医療を受けることができるよう要望してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部次世代社会戦略監水口伸生君。

○総合政策部次世代社会戦略監水口伸生君（登壇）行政手続のデジタル化についてでございますが、マイナンバー制度は、行政を効率化し、住民の皆様の利便性を高めるデジタル社会の基盤であり、マイナンバーカードは、オンラインで行政手続を行う際に、公的に個人を認証する電子証明書となるものであり、カードの取得により、自宅から行政手続や確定申告を行えるなどのメリットがあるところでございます。

一方で、マイナンバーカードは、本人の申請により交付されるものであり、その取得は義務ではないとされていることから、道といたしましては、カードを所有されていない方々に対しても、書面による申請の受付などを通じて必要な行政サービスが引き続き提供されるよう、今後と

も適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）エネルギーの地産地消等についてであります。道では、本道の有する国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを活用し、エネルギーの地産地消を進める観点から、市町村等が主体となった地域資源を活用する新エネの導入支援や、新エネと蓄電池などを組み合わせて地域で地産地消できる分散型エネルギーシステムの構築支援などを行っておりますほか、再生可能エネルギーを活用するデータセンターの誘致に努めているところでございます。

なお、泊発電所につきましては、現在、規制委員会による審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にございません。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○総合政策部交通企画監宇野稔弘君（登壇）JR北海道の経営改善についてでございますが、新幹線工事による店舗閉店に関する経営への影響については、JRによりますと、これまで家賃収入として得ていた年間約20億円が、新たに整備される再開発ビルが開業するまでの間、減収になるとのことですが、鉄道事業はもとより、不動産事業やホテル事業といった開発関連事業の拡大により収益確保を図っているところでございます。

また、JRに対する国の支援といたしましては、現在、設備投資や修繕に対する助成金の交付、出資のほか、経営安定基金の運用益の安定的な確保のための下支え措置などが講じられておりまして、JRでは、これらの支援を最大限活用し、経営改善に取り組んでいるところでございます。

次に、持続可能な鉄道網の確立に向けた対応についてでございますが、持続的な鉄道網の確立とJR北海道の経営自立に向けましては、JRの徹底した経営努力を前提として、国の実効ある支援とともに、地域としても可能な限りの協力支援が必要との認識の下、沿線自治体や道におきましては、鉄道活性化協議会を通じた鉄道の利用促進策の展開など、様々な取組を行っているところでございます。

道といたしましては、今年度に行われる総括的な検証に向けまして、地域の関係者による鉄道の利用拡大を図る取組を後押ししますとともに、本道の鉄道ネットワークが有する様々な役割や価値などについて評価分析を行い、その重要性を国に訴えてまいります。

また、JRに対しましては、利用促進に取り組む地域の思いを受け止め、路線の維持・活性化に向けまして、全力で取り組むよう求めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 公営企業管理者天沼宇雄君。

○公営企業管理者天沼宇雄君（登壇）丸山議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、ゼロカーボン北海道推進基金への繰り出しについてでございますが、企業局では、令和2年3月に策定いたしました北海道企業局経営戦略におきまして、再生可能エネルギーの推進に積極的に役割を果たすこととしているところであります。

こうした中、このたびの予算編成過程におきまして、電気事業会計において生じた利益であります再生可能エネルギー等利用推進積立金のうち、約70億円を本道における再生可能エネルギー等の導入等の加速化に向けたゼロカーボン北海道推進基金に繰り出すことを決定したところであり、引き続き、企業局といたしましても、ゼロカーボン北海道の実現に向けた道の施策と連携を深め、その推進に貢献してまいりたいと考えております。

次に、今後の対応についてでございますが、全道9か所におきまして水力発電を行っております企業局といたしましては、クリーンな電力を安定かつ継続的に供給することによりまして、本道の地球温暖化対策に貢献していくことが重要と認識しております。

電気事業会計におきましては、毎年度の老朽施設設備の改修、更新に要する費用や、新規電源開発に向けた調査費など、持続的な経営に必要な経費を見込んだ上で、このたび、再生可能エネルギー等利用推進積立金の中からゼロカーボン北海道推進基金へ繰り出すこととしたところでありまして、今後とも、健全かつ安定的な経営に取り組みつつ、ゼロカーボン北海道の推進に貢献できるよう、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 公安委員会委員長吉本淳一君。

○公安委員会委員長吉本淳一君（登壇）丸山議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、判決に対する受け止めについてでございますが、原告女性については、第1審の賠償命令が維持されたとの控訴審判決があったと道警察から詳細に報告を受け、道警察側としての主張が受け入れられなかったものと承知いたしております。

次に、判決文についてでございますが、道警察から詳細に内容の報告を受け、さらに判決文も確認しております。

6月28日の公安委員会において、私から、道警察に対して、判決内容を精査し、法と証拠に基づき対応すること、今後とも、不偏不党かつ公平中正を旨とし、適正に職務を遂行するよう指導したところであります。

以上でございます。

○議長富原亮君 警察本部長鈴木信弘君。

○警察本部長鈴木信弘君（登壇）丸山議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、判決の受け止めについてでございますが、警察官が、現場の状況を踏まえ、法律に基づき必要と判断して措置を講じたものでありますが、原告女性に関しては、当方の主張が受け入れられなかったものと承知しております。

次に、今後講じるべき対策についてでございますが、道警察といたしましては、引き続き、不偏不党かつ公平中正を旨とし、各種法令に基づき、適切に職務を遂行してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 丸山はるみ君。

○25番丸山はるみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）知事、公営企業管理者、公安委員長及び警察本部長から御答弁をいただきましたが、再質問をいたします。

初めに、知事の政治姿勢に関し、まず、道政執行方針と補正予算編成についてです。

子ども政策に関し、子ども医療費無料化や道独自の奨学金創設について、これまで、知事は、全国一律で実施するものと繰り返してきましたが、国が行うべきとする政策に明確な基準があるのでしょうか。

知事の決断が問われています。現状よりも子どもを産み育てやすい北海道を実現しようとするなら、知事の決断で、これらの政策こそ、こどもファスト・トラックで行うべきではないでしょうか、お答えください。

次に、ゼロカーボン北海道推進基金についてです。

積立て100億円の必要性について、知事は、企業から寄附金を呼び込んでいく契機になることも期待と述べましたが、100億円とすれば寄附金が呼び込めるのか、その根拠を示していただきたいと思います。

寄附金は、現在、1件、5億円のみであり、見通しは全く立っていません。100億円規模でなぜ寄附金が1件のみなのか、見通しが甘過ぎたのではないのでしょうか。

中長期的視点と言いますが、来年度以降の基金財源と歳出規模をどうするか、示されておられません。基金財源と歳出規模をどう見通しているのでしょうか。企業局にさらに拠出を求め続ける考えはあるのでしょうか、伺います。

公営企業管理者は、経営に必要な経費を見込んでいると述べましたが、今後、知事部局からさらに基金の拠出を求められた場合、どう対応するのか、伺います。

次に、マイナンバー制度とデジタル化施策等についてです。

マイナ保険証を持たないことで発行される資格確認書は、手続きが煩雑になるばかりか、政府内では有料にすべきとの声もあり、マイナンバーカード取得を事実上強制するものと考えます。

マイナンバーカード取得は義務ではないという答弁ですけれども、カードを持たない人は有料化や利便性の低下を甘んじて受けろということでしょうか。カードの有無にかかわらず、行政の利便性はひとしく保障されるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、原発・エネルギー政策についてです。

再エネ推進を否定するものでは決してありません。

小樽、余市の大型風力発電計画は、地域住民が理解を深め、小樽市長への反対意見を経て、事業の中止へと追い込まれました。しかし、知事は、事業者に住民理解促進を求めるばかりで、その姿勢には小樽市長の姿勢との違いが際立ちます。

知事には、住民が計画に反対する理由に関心がないように見受けられるのですけれども、いかがでしょうか。

既に、山形県、宮城県、奈良県など七つの県で、太陽光発電など再生可能エネルギー発電の規制条例が制定され、災害防止、森林環境や水源の保護、住民説明会の開催など、様々な観点から、住民生活に寄り添い、守る立場を取っています。知事も検討を開始するべきではありませんか、伺います。

最後に、公安問題に関し、選挙演説中におけるやじへの対応等についてです。

道警察の職務が札幌高裁でも違法と断じられたことについて、判決自体を重く受け止めるべきではありませんか、知事、公安委員長及び警察本部長に伺います。

知事は、6月22日の記者会見で、判決の詳細についてしっかり把握したいと答えました。自ら把握した内容が今後の対応にどう反映されるのでしょうか。道警察が対応すべきものということは、自らの意思は一切反映されないという宣言、そういうことでしょうか、知事に伺います。

6月28日、公安委員会において、委員長から、道警察を指導した旨、答弁がありました。従前からの答弁の焼き直しです。

公平中立でないと、2度にわたり司法から下された判決を踏まえれば、公安委員会として独自の検証と道警察への再発防止措置を講じる必要があると考えますが、公安委員長の認識を伺います。

不偏不党と言い切りますが、政権に対して批判的言動を行ったから排除したものではないと、警察本部長は本当に言い切れるのでしょうか。

やじが憲法上の権利と認められたことを重く受け止め、道民の表現の自由等を侵害したこれまでの対応を改めたという姿勢を道民に示すべきではありませんか、警察本部長の見解を伺います。

以上、再々質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）丸山議員の再質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、子ども施策についてであります。こども基本法では、国は、子ども施策を総合的に、また、地方公共団体は、その地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされているところであります。

道では、これまでも、国に対し、社会保障制度の公平性を確保する観点から、全国一律の医療費助成制度の創設などを要望してきている一方で、本道の地域特性を踏まえ、妊産婦の方々の健診や出産に係る交通費助成など、独自の取組も進めており、今後とも、こども基本法の趣旨を踏まえ、取組を進めてまいります。

次に、ゼロカーボン北海道推進基金についてであります。道では、ゼロカーボン北海道の実現に向けた必要な事業に中長期的に取り組むため、100億円規模の基金を設置することといたしました。

従前のゼロカーボン事業では、過去3年間で7件、約2000万円の寄附を受けており、今後の基金の財源についても、さらに民間企業から基金への寄附金を募り、積み増ししていく考えであります。

ます。

また、今後の基金事業につきましては、各年度の予算編成の中で毎年度検討し、議会にお諮りをしてまいります。

次に、マイナンバーカードについてであります。マイナンバーカードは、行政手続や確定申告をオンラインで行うことができるなど、その取得によりメリットがありますが、国では、カードを所有されていない方々に対しても、書面による申請の受付などを通じて必要な行政サービスを引き続き提供するとしており、道といたしましても、国の動向を踏まえながら、適切に対応してまいります。

次に、再エネ事業の実施についてであります。道としては、地域の理解を得て、環境に十分配慮しながら再エネ事業を進めることが重要と考えております。

住民の皆様の意向が反映された上で事業が実施されるよう、ガイドラインの充実を国に求めるなど、国や地域と連携して取り組んでまいります。

次に、道警察に係る訴訟についてであります。本件については、警察官の職務執行を管理し、事実関係を把握するとともに、第1審から一貫して、道警察において方針を判断し、対応してきたものであります。

現在、係争中の案件でありますことから、今後の対応について、道警察において検討しているものと承知をしております。

最後に、道警察に係る訴訟への対応についてであります。本件については、国家賠償法上、訴訟の当事者が北海道となることから、判決の内容について把握したものであります。今後の対応については、これまで、方針を判断し、対応してきた道警察において検討すべきものであると考えております。

以上でございます。

○議長富原亮君 公営企業管理者。

○公営企業管理者天沼宇雄君（登壇）丸山議員の再質問にお答えをいたします。

ゼロカーボン北海道の推進に関し、今後の対応についてでございますが、このたび、企業局では、本道における再生可能エネルギー等の導入等の加速化に向け、電気事業会計におきまして必要な経費を除いた後に生じた利益であります再生可能エネルギー等利用推進積立金からゼロカーボン北海道推進基金に対し繰り出すことを決定したところであります。今後とも、健全かつ安定的な経営に取り組みつつ、ゼロカーボン北海道の推進に貢献できるよう、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 公安委員会委員長。

○公安委員会委員長吉本淳一君（登壇）丸山議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、判決に対する受け止めについてであります。繰り返しになりますが、原告女性については、第1審の賠償命令が維持されたとの控訴審判決があったと道警察から詳細に報告を受

け、道警察側としての主張が受け入れられなかったものと承知をいたしております。

次に、判決を踏まえての認識についてであります。今後とも、不偏不党かつ公平中正を旨とし、適正に職務を遂行し、道民の期待と信頼に応えるべく職務に当たるよう、適切に管理機能を発揮してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 警察本部長。

○警察本部長鈴木信弘君（登壇）丸山議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、判決の受け止めについてであります。繰り返しになりますが、警察官が、現場の状況を踏まえ、法律に基づき必要と判断して措置を講じたものであります。原告女性に関しては、当方の主張が受け入れられなかったものと承知いたしております。

次に、今後の警察活動の在り方についてであります。引き続き、不偏不党かつ公平中正を旨とし、各種法令に基づき、適切に職務を遂行してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 丸山はるみ君。

○25番丸山はるみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交えて再々質問をいたします。

初めに、マイナンバー制度とデジタル化施策等についてです。

世論調査では、マイナンバーカードの利用拡大に、大いに不安、ある程度不安が73.7%、今の保険証を来年秋に廃止する政府方針に、延期すべきが40%、撤回すべきが33%と、圧倒的多数の国民が政府方針へ異議を唱えています。

知事として、国民、道民の声を重く受け止め、マイナンバー制度の運用停止、保険証の廃止撤回を求めるべきではないでしょうか、伺います。

マイナンバー制度への不信が広がる一方、提案されている補正予算案では、マイナンバーカード普及拡大のための予算が盛り込まれています。

マイナンバーの不安に寄り添わず、安直にカードの普及拡大を行うことは、国民、道民の不安に応えない真逆の取組と言わざるを得ません。

マイナンバー制度の根幹が揺らぎ、不信が渦巻く中で、カード普及拡大の事業を道が行うことにどれだけの整合性があるのでしょうか、明確に答弁を願います。

最後に、選挙演説中におけるやじへの対応等についてです。

警察に排除されたのは、知事が守るべき道民の一人です。その道民を排除した道警察の行為は違法と、司法から2度も断じられたのです。知事が守るべき道民が警察により表現の自由等を奪われたことに対して、知事は何の感情も湧かないのでしょうか。

司法が、表現の自由や名誉権など、重要な人権を警察が違法に侵害したと認定した事実に対して、道民を守る知事は、この事実すらも重く受け止めないのでしょうか、併せて伺います。

公安委員長及び警察本部長は、道警察の行為が違法とされた司法判決の重みを本当に分かっておられるのか。法と証拠に基づき道警察が対応してこなかったがゆえに、司法に2度も道警察の

行為は違法と断じられたのです。

道警察の信用を失墜させた事案にもかかわらず、従来と同様の指導を繰り返すのみです。道警察を指導する公安委員会の機能が形骸化されていると言わざるを得ません。

二度と同様の事案が発生しないよう、公安委員会としての自浄作用を発揮する必要があることを強く指摘します。

あわせて、2度の違法判決を重く受け止め、道警察は、上告を断念し、原告女性に謝罪することを強く求めます。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）丸山議員の再々質問にお答えいたします。

最初に、マイナンバーカードについてであります。国では、マイナンバーの情報のひもづけに関し、総点検を実施するとしており、国民の皆様の不安が払拭されるように、丁寧な対応を行っていただきたいと思います。

マイナンバーカードは、今後のデジタル社会を構築していくための基盤となるツールであります。

道としては、引き続き、道民の皆様の理解促進に努め、カードの交付を希望される方々が円滑に取得できるように、市町村とともに取り組んでまいります。

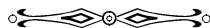
次に、道警察に係る訴訟についてであります。本件については、これまで、方針を判断し、対応してきた道警察において検討すべきものであると考えております。

以上でございます。

○議長富原亮君 丸山はるみ君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後4時29分休憩



午後4時31分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

山崎真由美君。

○1番山崎真由美君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

初めに、ジェンダー平等の推進について伺います。

6月21日、世界経済フォーラムは、各国の男女格差を示すジェンダーギャップ指数を発表しました。

報告は、政治、経済、教育、健康の4分野について指数化したもので、日本は、調査対象の146か国中125位と、過去最低の順位であり、政治と経済分野での女性進出が実現していない状況

が全体順位を押し下げています。

また、今年3月に発表された都道府県版ジェンダーギャップ指数では、北海道は、行政、教育の分野で最下位、経済も45位などでありますが、この状況をどう捉えるのか。

まずは、道職員が率先して意識改革や職場環境の整備、女性職員の登用を進め、道内の市町村の見本となる必要があると考えますが、どのように取組を進めていくのか、知事の所見を伺います。

また、国は、国、地方の公務員における男性の育児休業取得率について、2025年までに85%との目標を発表しました。私は、取得率を上げるためには、まずは取得が可能となるよう職員全体の働き方改革が必要だと考えます。

今は育児休業が注目されていますが、これからは親の介護休暇が必要な状況が増えていきます。こうした働く環境整備は、離職率の低下にもつながるため、早急に改善を図らなければ、これからも、優秀な人材は環境整備が進んでいる首都圏などに流れていきます。

こうした状況を踏まえ、まずは、道庁が率先して男性の育児休業取得率向上に取り組む必要があると考えますが、男性職員の現状の取得率と今後の取組について、知事の所見を伺います。

次に、教育の完全無償化について伺います。

総務省によると、4月の家計調査では、2人以上世帯の1世帯当たりの消費支出が30万3076円、物価変動を除く実質では前年同月を4.4%下回りました。

特に気になったのは、高校生の補習教育や予備校代などの教育が19.5%減、学生への仕送りを含むその他の消費支出も11.5%のマイナスであり、教育費や仕送りを切り詰める動きが見受けられます。

また、昨年8月に道が行った、北海道の人口減少などに関する意識調査では、結婚していない理由として、男性は経済面の不安が50.6%と高く、子どもを持たない、希望より少ない理由として、49.5%が子育てや教育にお金がかかり過ぎると回答しています。

さらに、人口が減少しても心豊かに暮らし続けられる北海道を実現するため、今後、特にどのような取組が重要かとの問いには、子育て環境の整備や子育て世帯への支援が、最も高い62.7%でした。

この結果を踏まえ、知事はどのように取り組んだのか、伺います。

私は、いづれどんなことがあっても、子どもたちが親の経済的な理由で夢を諦める、進学を諦める、そのようなことがないように、幼児教育から大学卒業までの教育の完全無償化に努めるべきだと考えます。

もちろん、国への要望や財源確保の取組などは重要であると認識しておりますが、知事の所見について伺います。

次に、献血の推進について伺います。

輸血用血液製剤は、がんなどの治療に使われるものが約8割と、圧倒的に多い状況であります。

例えば、抗がん剤による治療を行った場合、造血幹細胞が障害を受け、重度の貧血や出血が止まらなくなるといった副作用を緊急的に抑えるために、大量の輸血が必要となります。

科学が進歩した現在においても、血液の機能を完全に代替できる人工血液をつくることはできず、長期間にわたって保存することができないため、絶えず、善意の献血により、必要な血液を確保しなければなりません。

昨年、日本赤十字社が実施した将来推計シミュレーションによると、2035年度には約46万人の献血者延べ人数が不足すると予測されており、必要な手術や治療が行えないという事態が生じるおそれがあります。

このため、早急に献血人口の増加に向けた取組を行う必要があると考えますが、どのような決意を持って取り組むのか、知事の所見を伺います。

また、平成26年、北海道・大地会派の質疑から、若年層への取組の必要性を訴え、教育委員会では、献血に関わる学習の充実に向けた教員の研修を実施したと承知しております。

16歳から献血ができることを考えれば、より一層取り組むべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）山崎議員の質問にお答えいたします。

最初に、教育費の無償化などについてであります。若い世代の方々が、経済的な不安などにより、結婚や子育ての将来展望が描けないといったことから、婚姻数や出生数の減少傾向が続いていると認識をしております。

道では、これまで、保育の受皿整備のほか、多子世帯における保育料の無償化や乳幼児医療費の助成など、子育て環境の整備や経済的負担の軽減に努めるとともに、高等教育においても、道内の私立専門学校が、経済的理由により極めて就学が困難な生徒の授業料や入学金の減免に要する費用について、国とともに支援を行ってきたほか、国の奨学金制度の充実について要望してきたところであります。

私としては、子どもたちが、生まれ育った地域や家庭の経済状況などにかかわらず、質の高い教育を受け、将来の夢に向かってチャレンジできる環境づくりが重要と考えており、今後とも、少子化対策に関する国の議論を注視しつつ、関連施策への財政措置について引き続き国に要望するなど、子育てや教育環境の充実に取り組んでまいります。

次に、献血の推進についてであります。全国と同様、本道においても、少子・高齢化の進行により献血の対象となる人口の減少が見込まれることに加え、若い世代の献血率も減少傾向にあることから、将来の献血を支える若年層への普及啓発は重要と認識しています。

このため、道では、毎年7月に実施している愛の血液助け合い運動や、成人式などのイベントを活用した「はたちの献血」キャンペーンといった全国的な活動に加え、道独自に、北海道赤十字血液センターと連携し、全道の高校、大学、専門学校を対象としたティーンズドナー献血推進

キャンペーンを実施してきたところであります。

道としては、今後も、道教委や市町村、関係団体などとも連携し、若年層の方々へ命の大切さや献血の意義を伝えるとともに、道民の命を守るといった強い決意を持って、より多くの皆様が献血に御協力いただけるよう取り組んでまいります。

なお、その他の質問については、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 総務部職員監谷内浩史君。

○総務部職員監谷内浩史君（登壇）道における女性職員の活躍推進などについてであります。都道府県版ジェンダーギャップ指数につきましては、道や市町村、小・中・高校の管理職や各種委員会に占める女性の比率が他都府県に比べて低いことなどが示されており、道自らはもとより、関係機関等と緊密に連携し、女性の就業環境の整備など、誰もが性別にかかわらず個性と能力を発揮できる環境の実現に向け、様々な取組を一層進めていくことが重要と考えております。

こうした中、道職員に関しましては、家庭環境に配慮した人事管理や相談体制の充実、幅広い行政分野への配置やキャリアアップにつながる人材育成など、将来の幹部候補となる女性職員の裾野の拡大に努めてきているとともに、長時間勤務の是正やテレワークの導入による勤務形態の弾力化など、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ってきているところであります。

また、道の男性職員の育児休業取得率は令和3年度で23.8%となっておりますが、その向上を図るため、今年度から、部局ごとの取得率を見える化し、全庁で共有するとともに、育児計画チェックシートを活用し、幹部職員が呼びかけを行うなど、子育てに伴う休業等の取得を促進しているところであります。

道といたしましては、引き続き、女性登用や子育て支援の取組を進め、様々なライフステージの変化に柔軟に対応し、男女を問わず、全ての職員が高い意欲を持ち、能力を十分に発揮できる職場環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）山崎議員の御質問にお答えをいたします。

献血に関する学習についてであります。少子・高齢化が進む中、人々の健康を支えるための保健・医療制度の一つである献血制度の意義などについて、将来の献血を支えることとなる子どもたちが理解を深めることは大切であると認識いたしております。

道教委では、これまで、知事部局や北海道赤十字血液センターと連携をし、献血に関する指導の在り方などについて、教員を対象とした研修会を全ての管内で実施するとともに、生徒の興味、関心を高めるため、複数の道立高校において血液センター職員による講話や、「若者の献血者を増やすためには？」をテーマとしたグループワークなどの学習を行ってまいりました。

道教委といたしましては、引き続き、これらの取組の成果の普及に努めますとともに、教職員

向け指導資料の活用を促進するなどして、献血に関する学びの充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 山崎真由美君。

○1番山崎真由美君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事、教育長から答弁をいただきましたが、2点指摘させていただきます。

まずは、教育の完全無償化についてであります。

知事からは、現状の認識や環境づくりが重要であると答弁をいただきましたが、今後とも国の議論に注視しつつとありました。

このたび国が示したこども未来戦略方針の内容は、私は不十分だと考えます。今の国の政策に準拠しては、劇的に子育て教育環境が改善されるとは私は思いません。

そのためには、徹底した行政改革を行い、時代に合わない予算を削減し、借金することなく、増税することなく、財源を生み出し、国任せではなく、知事が強いリーダーシップを執り、道として率先的に施策、政策を実行していくよう強く指摘します。

次に、献血の推進についてであります。

教育長より、若年層への取組として、教員を対象とした研修会、複数の道立高校において講話や学習を行ってきたと答弁されましたが、一部の学校や一過性の取組では不十分だと考えます。

ただいま、知事からは、道民の命を守るといった強い決意を持って取り組んでいくと答弁がありました。全ての生徒が献血の意義をしっかりと学べる環境づくりを継続して実施していくよう強く指摘し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 山崎真由美君の質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって質疑並びに質問を終結いたします。

1. 予算特別委員会の設置

1. 議案の予算特別委員会付託

○議長富原亮君 お諮りいたします。

日程第1のうち、議案第1号ないし第8号については、本会議に27人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長富原亮君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（上の議案付託一覧表は巻末議案の部に掲載する）

1. 予算特別委員の選任

○議長富原亮君 お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、配付してあります名簿のとおり指名いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長富原亮君 御異議なしと認めます。

よって、配付してあります名簿のとおり選任することに決定いたしました。

（上の委員名簿は巻末**その他**に掲載する）

1. 議案の産炭地域振興・エネルギー調査特別委員会、子ども政策調査特別委員会及び新幹線・総合交通体系対策特別委員会付託

○議長富原亮君 お諮りいたします。

議案第9号については産炭地域振興・エネルギー調査特別委員会に、議案第15号については子ども政策調査特別委員会に、議案第21号については新幹線・総合交通体系対策特別委員会にそれぞれ付託することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長富原亮君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 議案の常任委員会付託

○議長富原亮君 次に、残余の案件につきましては、配付してあります議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 日程第2、請願第6号

1. 請願の産炭地域振興・エネルギー調査特別委員会付託

○議長富原亮君 日程第2、請願第6号を議題といたします。

請願第6号 北海道のどこにも核のごみ（高レベル放射性廃棄物・特定放射性廃棄物）の最終処分場を設置しないよう国に求める意見書提出を求める件

（上の請願は巻末請願・陳情の部に掲載する）

○議長富原亮君 お諮りいたします。

本件を産炭地域振興・エネルギー調査特別委員会に付託することにいたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長富原亮君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

1. 休会の決定

○議長富原亮君 お諮りいたします。

各委員会付託議案等審査のため、7月6日から7月7日まで、及び、7月10日から7月13日まで本会議を休会することにいたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長富原亮君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

7月14日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時51分散会